



板橋区子ども・若者計画 2021



板橋区

はじめに



子どもや若者は、かけがえのない「今」を生きる存在であり、板橋区をつくり支える「未来を担う」存在です。

板橋区では、子どもや若者が社会の一員として、様々な人との関わりの中で心身ともに成長されるよう、教育・福祉・保健等の各分野において個別計画を策定し、子ども・若者育成支援に関する幅広い施策を実施してきました。

しかしながら、近年、グローバル化や情報化が進展するなど、社会情勢がめまぐるしく変化しており、子ども・若者に関わる問題もより深刻化しています。こうした状況の中、子ども・若者育成支援を推進していくためには、関連する各事業の連携を密にし、切れ目ない支援体制を構築することが大変重要となってきます。

この間、国は子ども・若者育成支援を総合的に推進するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、基本的な方針として同年7月に「子ども・若者ビジョン」を策定いたしました。平成28年2月には、施策の充実を促すため、「子ども・若者ビジョン」の見直しを図り、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。また、東京都においても平成27年8月に「東京都子供・若者計画」を策定し、今後5年間において東京都が取り組むべき子ども・若者育成支援の方向性を明らかにいたしました。

これらの状況を受け、板橋区においても、子ども・若者の社会的自立・活躍を応援し、子ども・若者育成支援のより一層の推進を図るため、今般「子ども・若者計画」を策定しました。

すべての子ども・若者が健やかに逞しく成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、行政はもとより、家庭・地域・学校等が協力し、地域社会全体で子ども・若者の成長を応援してまいります。

本計画を実りあるものとするためにも、今後も皆様の一層のご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

平成29年12月

板橋区長

坂本 健

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の対象	5
4	計画の期間	5

第2章 子ども・若者の現状と課題

1	子ども・若者を取り巻く現状	9
2	区事業の実施状況	32
3	現状から見える課題	38

第3章 計画の理念・取組等

1	理念	41
2	社会的自立・活躍を推進する個別目標と重点取組	41
3	目標・重点取組・事業等	
	目標Ⅰ 無限の可能性を引き出します	42
	目標Ⅱ 職業観・勤労観を醸成します	44
	目標Ⅲ 社会とのつながりを創ります	46
	目標Ⅳ 貧困対策を推進します	48

第4章 計画の推進体制

1	進行管理の体制	55
2	区と家庭・学校・地域社会との相互の連携	55

第5章 資料編

1	子どもの貧困への対応（詳細編）	59
2	子ども・若者育成支援連絡調整会議設置要領	70
3	子ども・若者育成支援推進法	72
4	子供・若者育成支援推進大綱（概要）	80
5	子ども・子育て支援本部設置要綱	83
6	子どもの貧困対策の推進に関する法律	87
7	子どもの貧困対策に関する大綱	91
8	相談機関一覧	95
9	策定経過	98

第1章



計画の策定にあたって

1 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

他の個別計画で示している子ども・若者育成支援施策をライフステージ別に整理し、取組の現状を確認した上で、年齢等で途切れることのない継続した支援体制を構築し、子ども・若者育成支援施策のより一層の進展を図るため、本計画を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条2項に基づく、市町村子ども・若者計画として策定します。

計画の対象

本計画の対象は、13歳から概ね30歳未満（思春期・青年期）の子ども・若者とします。

計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨.

子どもたちが健やかに育ち、すべての人が高い志や意欲をもって活躍できる社会の実現はすべての大人の願いです。子ども・若者が社会の一員として、様々な人との関わりの中で心身ともに健やかに成長できるよう、板橋区はこれまで教育・福祉・保健等の各分野において個別計画を策定し、様々な取組を行ってきました。

しかしながら、グローバル化や情報化が進展するなど社会のめまぐるしい変化も影響して、様々な困難や新たな課題に対応できずにいる子ども・若者が増え、ひきこもりや若年無業者（ニート）など若者の自立をめぐる問題が生じています。また、貧困、児童虐待、いじめ、不登校など、子ども・若者に関わる問題もより深刻化していると言えます。

こうした状況は、子どもたちに来るべき『社会的自立と活躍（*）』に障壁となりかねないため、課題への早期対応・早期解消に取り組むことが重要となります。区では、子ども・若者の健やかな成長を目指し、子ども・若者育成支援施策のより一層の進展を図ることを目的として、「板橋区子ども・若者計画2021（以下「本計画」という。）」を策定しました。

本計画では、「板橋区地域保健福祉計画」「板橋区障がい福祉計画」「板橋区健康づくり21計画」「板橋区次世代育成推進行動計画」「いたばし学び支援プラン」等の個別計画で示している子ども・若者育成支援施策をライフステージ別に整理し、取組の現状を確認した上で、年齢等で途切れることのない継続した支援体制を構築します。

（*）区では「社会の中の個人として主体的な生活を営み、自らの人生をより良くすると同時に社会の中で役割を担いながら生きていこうとする状態」と定義します。

参考（子ども・若者施策の動向）

○国の動き

- 平成 22 年 4 月 「子ども・若者育成支援推進法」の施行
- 平成 22 年 7 月 「子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進大綱）」の策定
- 平成 26 年 1 月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行
- 平成 26 年 8 月 「子供の貧困対策に関する大綱」の決定
- 平成 27 年 4 月 「生活困窮者自立支援法」の施行
- 平成 28 年 2 月 新たな「子供・若者育成支援推進大綱」の策定
- 平成 29 年 4 月 「児童福祉法」の改正

○都の動き

- 平成 27 年 8 月 「東京都子供・若者計画」の策定

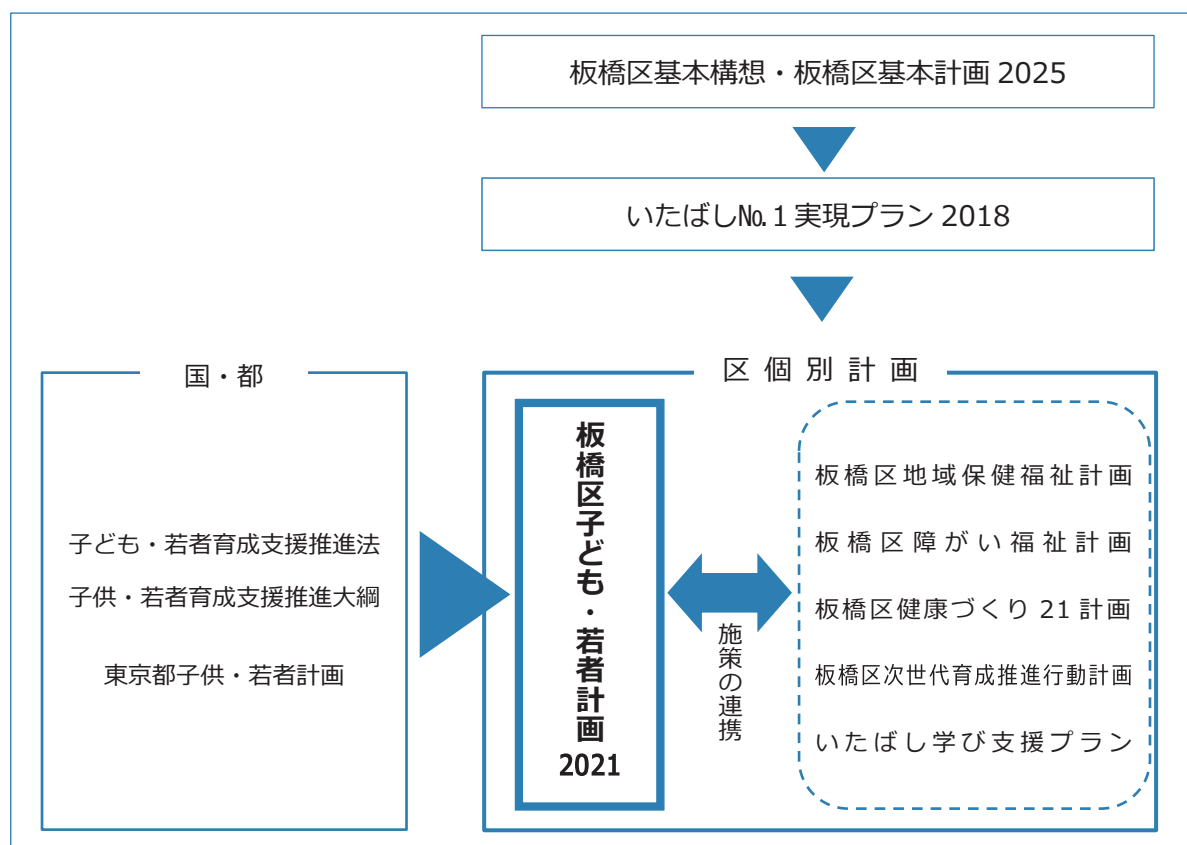
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条2項に基づく、市町村子ども・若者計画として策定します。

また、「板橋区基本計画 2025」、「いたばし No. 1 実現プラン 2018」、「板橋区地域保健福祉計画」「板橋区障がい福祉計画」「板橋区健康づくり 21 計画」「板橋区次世代育成推進行動計画」「いたばし学び支援プラン」等の関連計画との整合を図りました。

さらに、本計画は、次代の社会を担う子ども・若者が健やかな成長を遂げ、すべての人が活躍できる社会の形成をめざすものであり、次世代育成推進行動計画とはビジョンが合致すること及びその対象とする範囲が一部重複していることから、将来的に一本化することとします。

図表：関連する主な計画

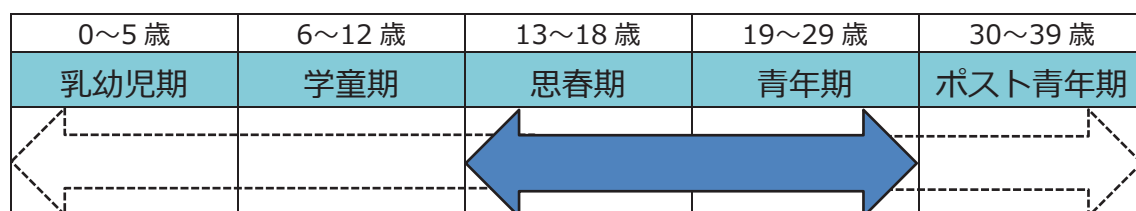


3 計画の対象

「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」を踏まえ、既存の区個別計画を整理した結果、義務教育修了後の世代への取組が手薄であることが明確となりました。

また、中学校生徒の不登校出現率は上昇しており、不登校は自立へのステップに大きな影響を及ぼす可能性が高いことから、本計画の対象を13歳から概ね30歳未満（思春期・青年期）の子ども・若者とします。

なお、施策によっては、0歳から12歳までの乳幼児期・学童期及び30歳代のポスト青年期の者も対象とします（保護者への支援を通じて子ども・若者を支援する施策・事業については保護者も対象とします。）。



《参考》子供・若者育成支援推進大綱による定義

- 子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者。
- 若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。
- 青少年：乳幼児期から青年期までの者。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※学童期は、小学生の者。

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。

※思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

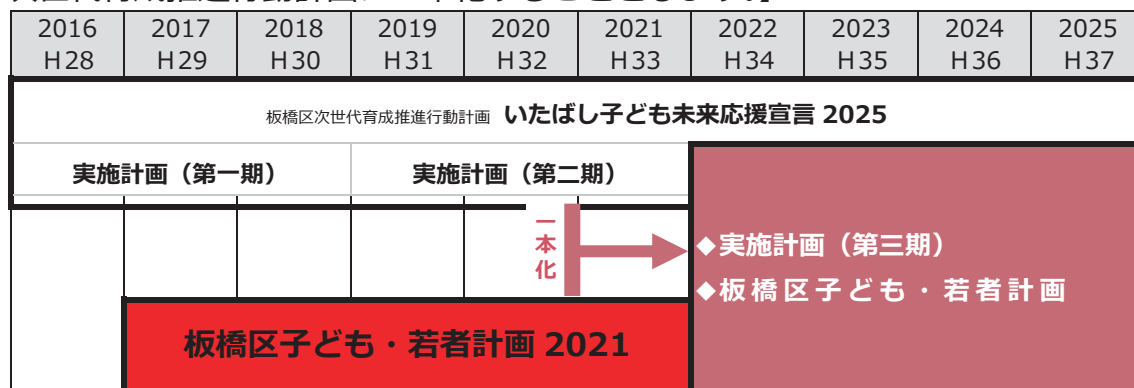
※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。

4 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

【次世代育成推進行動計画の第3期実施計画（平成34年度～37年度）策定時に次世代育成推進行動計画に一本化することとします。】



《参 考》 子供・若者育成支援推進大綱と東京都子供・若者計画の比較

	国【子供・若者育成支援推進大綱】	東京都【東京都子供・若者計画】
理 念	全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して	全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援
基本的な方針 1	全ての子供・若者の健やかな育成	全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援
	基本的な施策 (1)自己形成のための支援 (2)子供・若者の健康と安心安全の確保 (3)若者の職業的自立・就労等支援 (4)社会形成への参画支援	基本的な施策 (1)社会的自立に向けた「基礎」の形成 (2)社会形成、社会参加できる力の育成 (3)社会的・職業的自立を支援 (4)学びの機会の確保
基本的な方針 2	困難を有する子供・若者やその家族への支援	社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援
	基本的な施策 (1)子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実 (2)困難な状況ごとの取組 (3)子供・若者の被害防止・保護	基本的な施策 (1)困難な状況ごとの取組 (2)被害防止と保護
基本的な方針 3	子供・若者の成長のための社会環境の整備	子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備
	基本的な施策 (1)家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築 (2)子育て支援等の充実 (3)子供・若者を取り巻く有害環境等への対応 (4)ワーク・ライフ・バランスの推進	基本的な施策 (1)家庭の養育力・教育力の向上 (2)家庭・地域と一体となった学校の活性化 (3)子供・若者の育成環境の整備
基本的な方針 4	子供・若者の成長を支える担い手の養成	
	基本的な施策 (1)地域における多様な担い手の養成 (2)専門性の高い人材の養成・確保	
基本的な方針 5	創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援	
	基本的な施策 (1)グローバル社会で活躍する人材の育成 (2)イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成 (3)情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成 (4)地域づくりで活躍する若者の応援 (5)国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成 (6)社会貢献活動等に対する応援	

第2章



子ども・若者の現状と課題

2 子ども・若者の現状と課題

子ども・若者を取り巻く現状

- 人口の推移
- 障がい児の推移
- 小・中学校における不登校の状況
- 特別支援学級等在籍児の推移
- 区立中学校卒業時の進路未決定者数の推移
- 区のひきこもり対策推進事業への参加状況の推移
- 高等学校における中途退学者数の推移
- 区内都立高等学校生徒へのアンケート調査結果
- 若者の就職状況
- 学歴別の平均賃金
- 子どもの相対的貧困率
- 生活困難層の割合
- 授業の理解度
- 朝ごはんを食べる頻度
- 生活習慣と学力との関係
- 板橋区における就学援助認定者数・認定率
- 板橋区における生活保護受給者・受給率（18歳未満）
- 板橋区におけるひとり親家庭の状況
- 板橋区における児童扶養手当受給者数
- 板橋区ひとり親家庭等生活実態調査の結果から

区事業の実施状況

「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」を踏まえたライフステージ別事業一覧を掲載しています

現状から見える課題

- 義務教育時における課題
- 義務教育修了時における課題
- 子どもの貧困に関する課題
- その他の課題

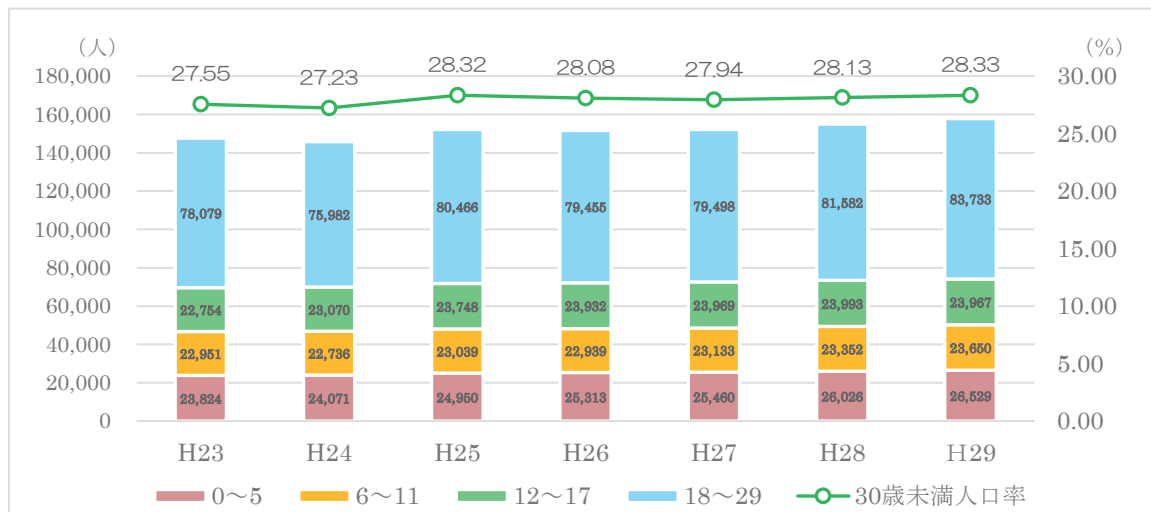
第2章 子ども・若者の現状と課題

1 子ども・若者を取り巻く現状

(1) 人口の推移

板橋区における30歳未満人口の推移は、増減を繰り返しながら微増傾向が見られます。また、すべての年代区分においても同様の傾向を示しています。

板橋区における30歳未満人口の推移（各年1月1日）

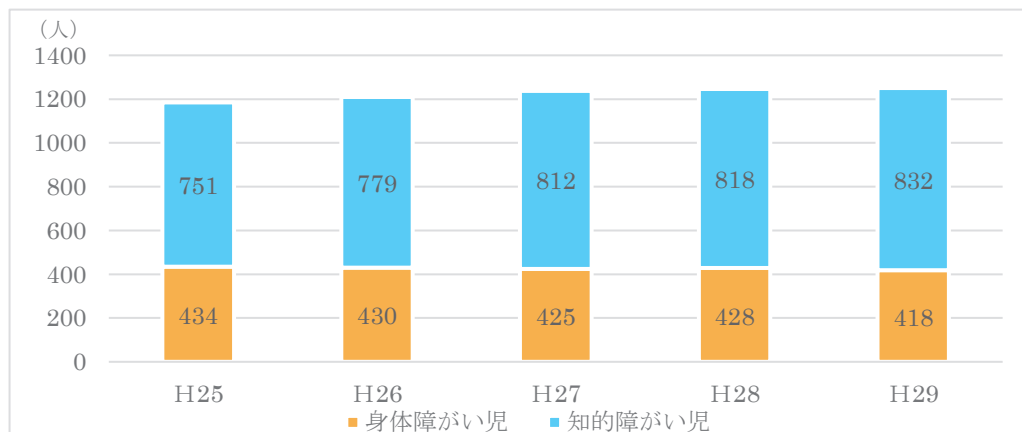


「板橋区の人口 年齢別人口表」をもとに作成

(2) 障がい児¹の推移

板橋区における障害児の推移は微増傾向にあります。なお、発達の遅れやつまずき等があっても、障がい手帳を取得するとは限らないため、手帳を持たなくても支援が必要な子どももいますが、統計的な把握は困難になっています。

板橋区における障がい児の推移



板橋区障がい者福祉課資料をもとに作成

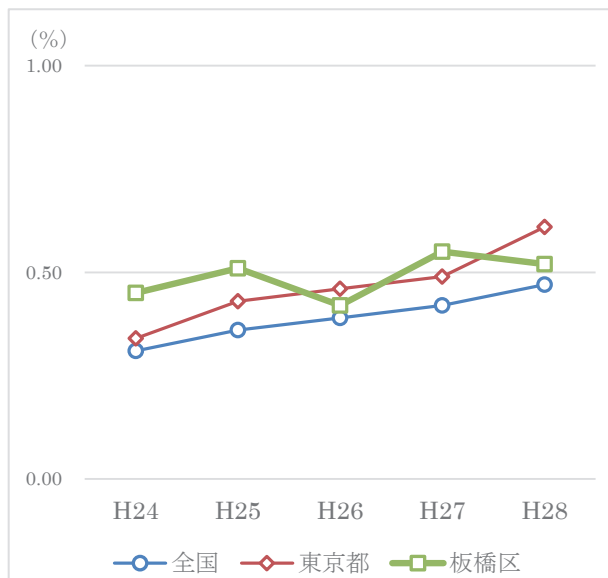
¹ ここでの障がい児は各障がいに関する手帳所持者

(3) 小・中学校における不登校²の状況

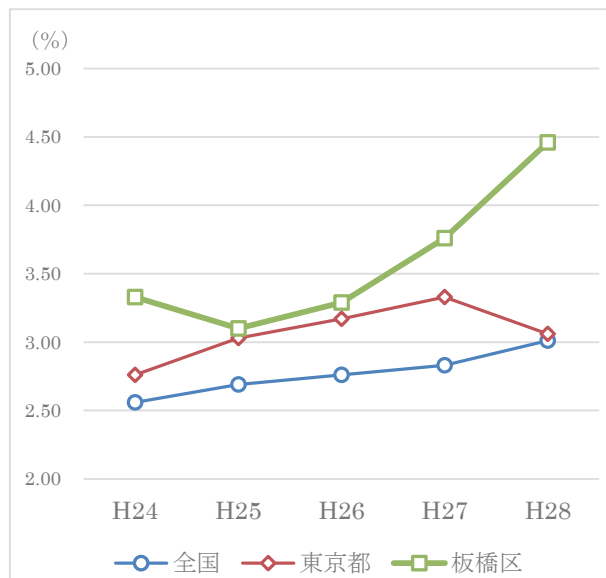
区立小・中学校の不登校については、近年、その出現率が上昇傾向にあり、特に中学校においては全国平均・東京都平均を大きく上回っています。

一方、学校復帰率は、区立小・中学校ともに上昇傾向を示し始めています。

不登校出現率（小学校）

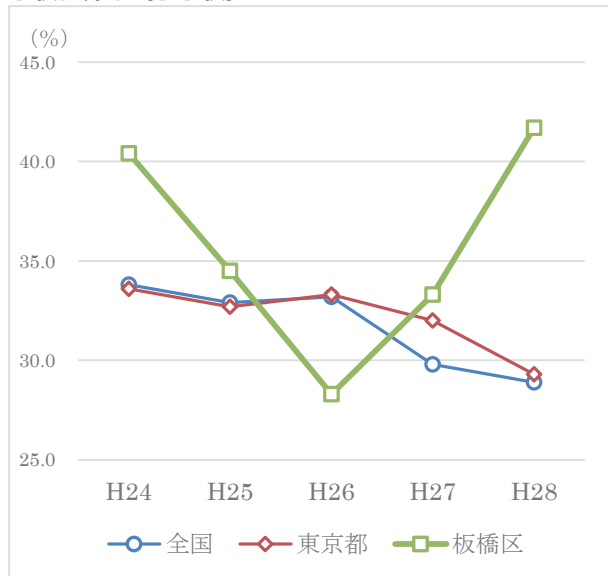


不登校出現率（中学校）

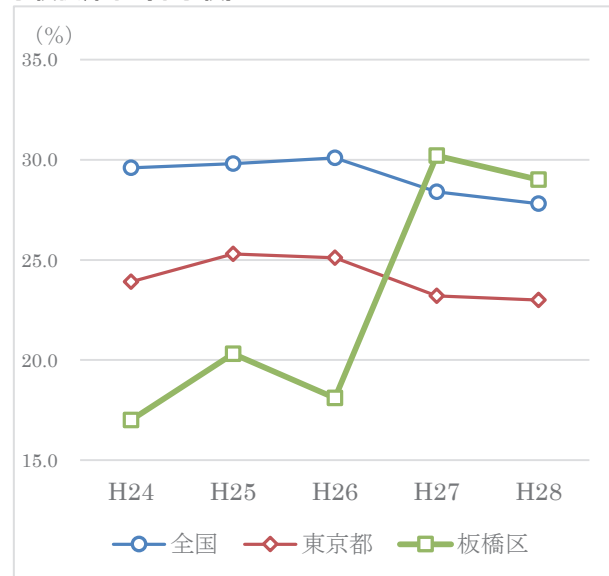


「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」をもとに作成

学校復帰率（小学校）



学校復帰率（中学校）

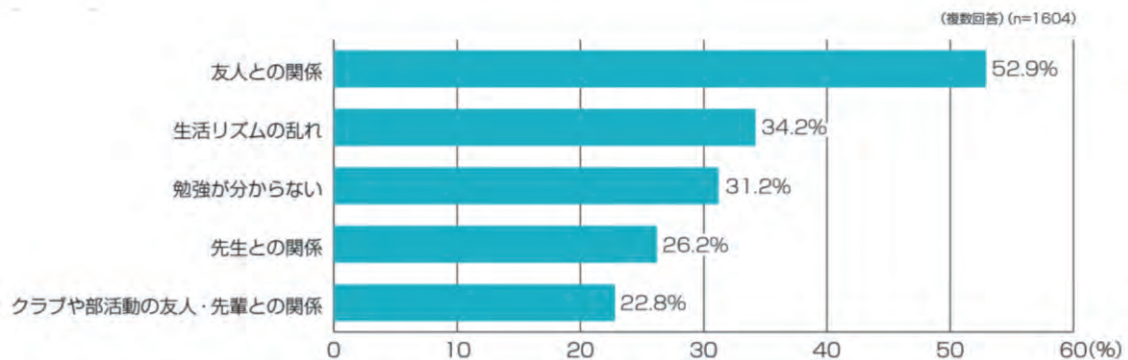


「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」をもとに作成

² 文部科学省により、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者」と定義

東京都が平成28年2月にまとめた「東京都不登校・中途退学対策検討委員会報告書」によると、学校を休み始めたきっかけは、「友人との関係」が52.9%と最も多く、次いで「生活のリズムの乱れ」「勉強がわからない」「先生との関係」等が学校生活をめぐる課題やその影響に関する項目の割合が高い状況にあります。

学校を休み始めたきっかけ（上位5つ）

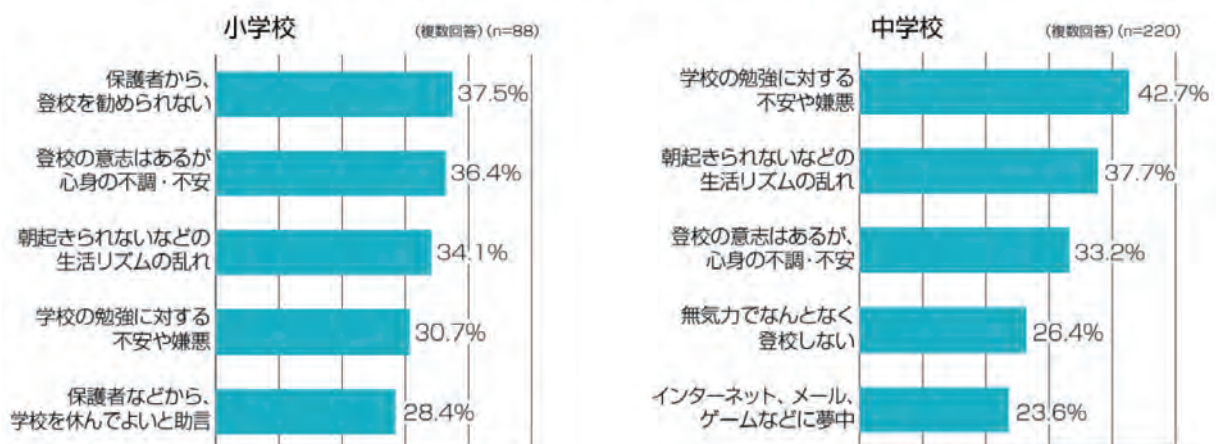


「東京都不登校・中途退学対策検討委員会報告書」より

また、不登校が継続する理由として、小・中学校に共通して「無気力で何となく登校しない」「朝起きられないなど生活のリズムの乱れ」等が上位になっています。

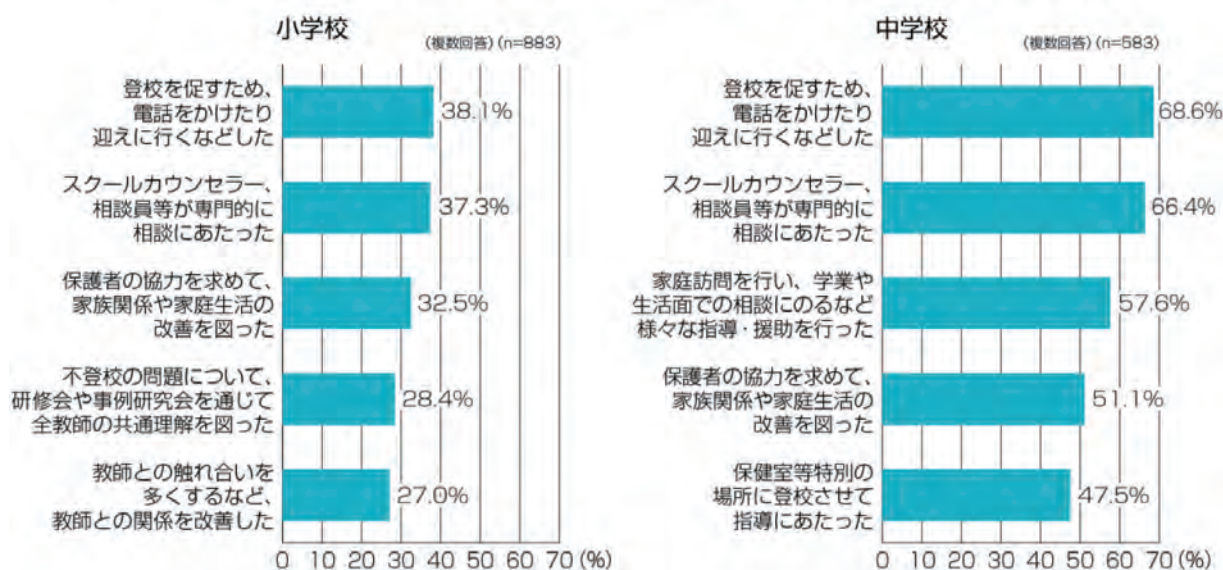
登校できるようになったきっかけは、「カウンセラーや相談員等が専門的な相談に当たった」「登校を促すため、電話をかけたり、迎えに行くなどした」「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」などがあげられており、外からの積極的な働きかけや支援によって、学校への復帰に結びついていることが窺われます。

不登校（欠席）の状態が継続している理由（上位5つ）



「東京都不登校・中途退学対策検討委員会報告書」より

登校できるようになったきっかけとして特に効果のあった学校の取組（上位5つ）

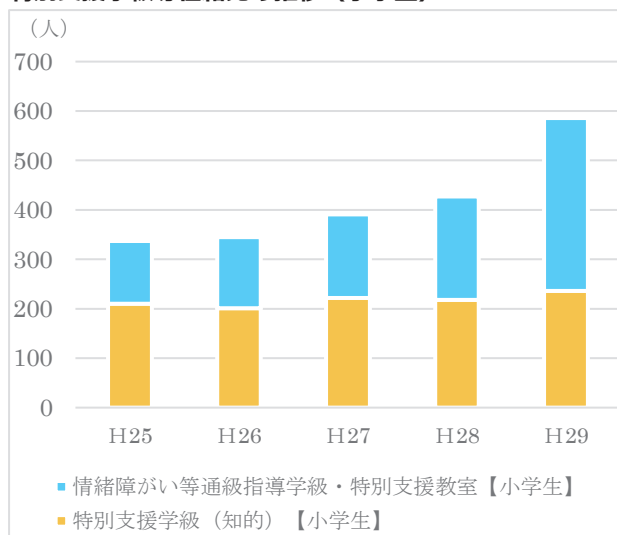


「東京都不登校・中途退学対策検討委員会報告書」より

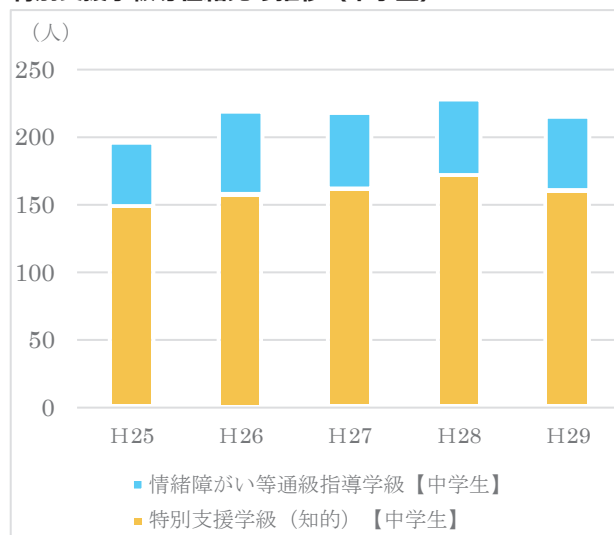
（４）特別支援学級等在籍児の推移

板橋区における特別支援学級等在籍児の人数は増加傾向にあります。特に、小学校の情緒障がい等通級指導学級は、通級制度の変更³により保護者の送り迎えが必要ないなどの理由から、利用が増加しています。

特別支援学級等在籍児の推移（小学生）



特別支援学級等在籍児の推移（中学生）



板橋区教育委員会事務局学務課資料をもとに作成

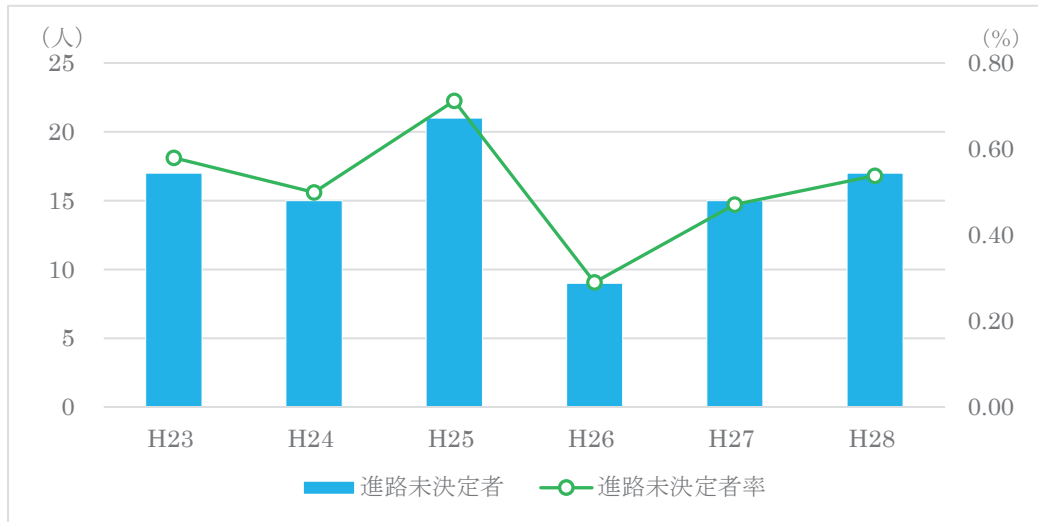
³ 従来の児童が他校に設置された学級へ通い特別な指導を受ける制度から、教員が対象の児童の在籍校を巡回して特別支援教室で指導する制度へ変更

(5) 区立中学校卒業時の進路未決定者数の推移

区立中学校卒業時に進学や就職など進路が決定していない生徒は、平成 28 年度末において 17 人存在しています。

希望の進路や個性に応じた適切で継続した支援が必要となります。

区立中学校卒業時進路未決定者の推移

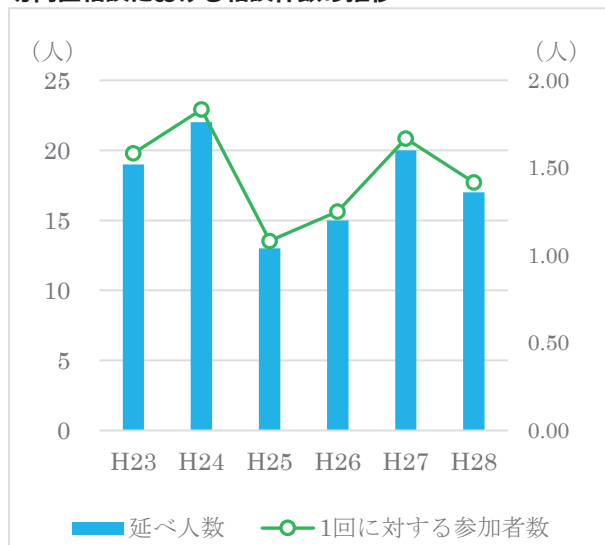


「学校基本統計 (学校基本調査報告書)」をもとに作成

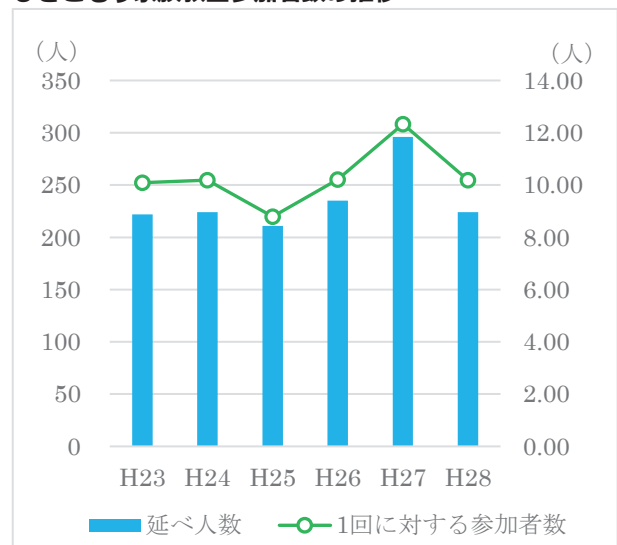
(6) 区のひきこもり⁴対策推進事業への参加状況の推移

区が実施する「ひきこもり (専門医) 相談」の件数は、増減を繰り返しながら推移しています。また、「ひきこもり家族教室」への参加者数は、平成 28 年度には延 224 人 (22 回実施) となっています。

専門医相談における相談件数の推移



ひきこもり家族教室参加者数の推移



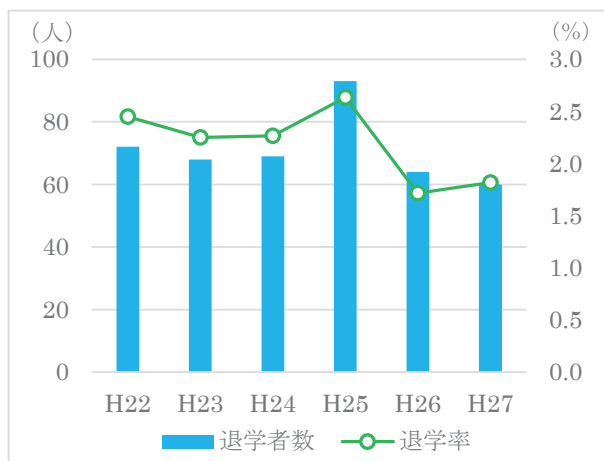
板橋区予防対策課資料をもとに作成

⁴厚生労働省により、「自宅にひきこもって学校や会社に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態が6ヶ月以上続いており、統合失調症(精神分裂病)やうつ病などの精神障害が第一の原因とは考えにくいもの」と定義

(7) 高等学校における中途退学者⁵数の推移

東京都は、都立高校改革推進計画に基づき、総合学科高校、単位制高校、チャレンジスクール⁶、エンカレッジスクール⁷、新たなタイプの昼夜間定時制高校の設置等、多様性に対応した様々なタイプの新しい都立高校を設置し、都立高校における中途退学率は減少傾向にあります。

区内都立高等学校退学者数の推移（全日制）



区内都立高等学校退学者数の推移（定時制）

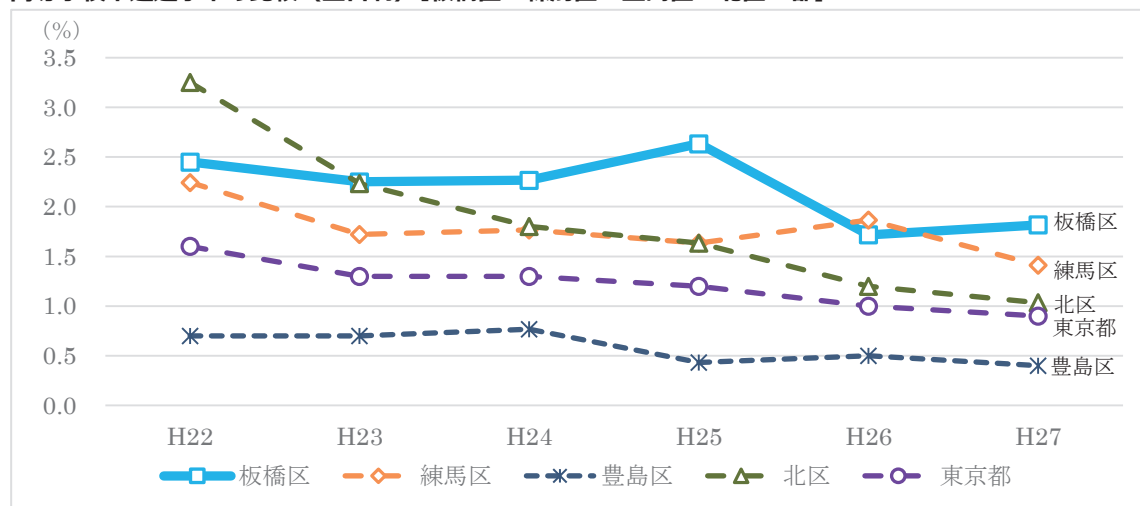


「児童・生徒の問題行動等の実態について」をもとに作成

高等学校が立地する区別に中途退学者出現率の平均を比較したところ、近隣3区（練馬区・豊島区・北区）及び東京都全域に比べ、板橋区（*）が最も高いことがわかります。

（*）北園・板橋・大山・高島・板橋有徳・北豊島工業高等学校の中途退学者出現率の平均

高等学校中途退学率の比較（全日制）【板橋区・練馬区・豊島区・北区・都】



「児童・生徒の問題行動等の実態について」をもとに作成

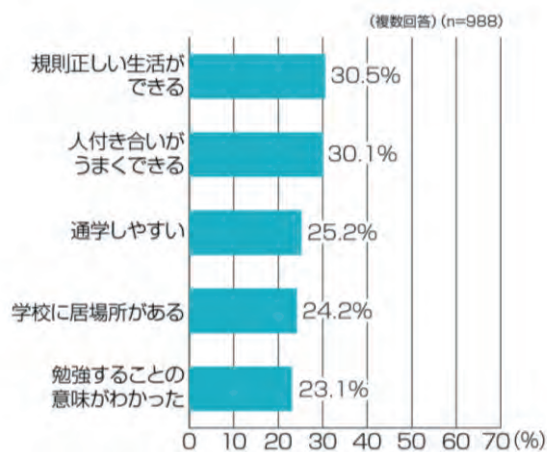
⁵ 文部科学省により、「年度の途中に校長の許可を受けて、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、他の高校への転学者及びいわゆる飛び入学により大学へ進学した者は含まない」と定義

⁶ 不登校経験や高等学校中途退学者等を主に受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校

⁷ やる気を育て、頑張りを励まし、応援する学校として、基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として既設校から指定

東京都が実施した「都立高校中途退学者等追跡調査⁸（平成25年3月調査）」によると、「どのようなことがあれば中途退学しなかったと思うか」の回答では、「規則正しい生活ができる」「人付き合いがうまくできる」という回答の割合が高く、基本的な生活習慣の定着やコミュニケーションスキルに課題があることがわかりました。

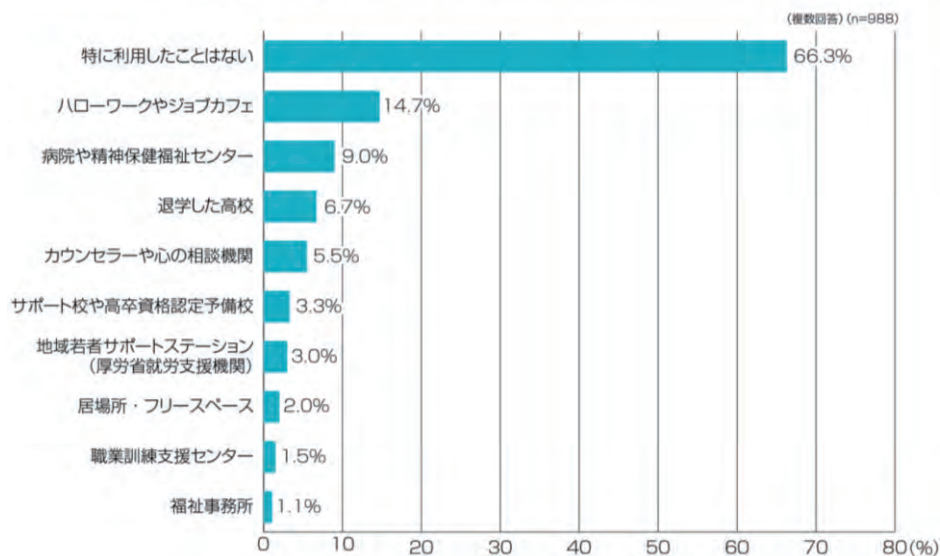
どのようなことがあれば退学しなかったか



「東京都不登校中途退学対策検討委員会報告書」より

中途退学者の若者支援機関の活用状況については、「特に利用したことがない」という回答が圧倒的に高く、必要な時期に適切な情報を届けられる仕組みづくりが必要となります。

中途退学者の支援機関の利用状況



「東京都不登校中途退学対策検討委員会報告書」より

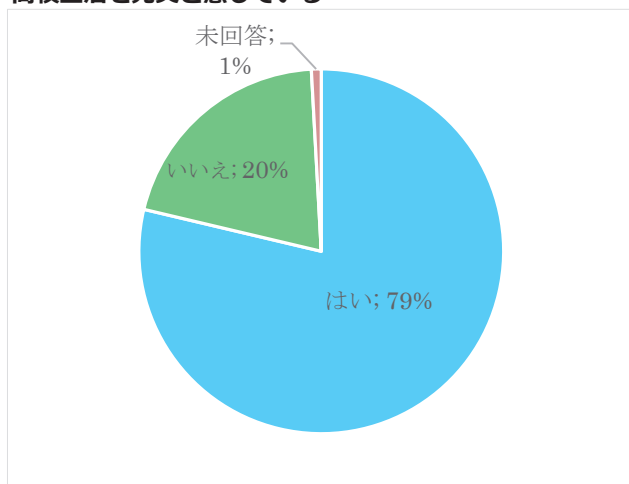
⁸ 都立高校中途退学者（平成22・23年度）を対象に、高校在学時の生活状況や退学後の生活等を郵送による質問紙法で実施した調査

(8) 区内都立高等学校生徒へのアンケート調査結果

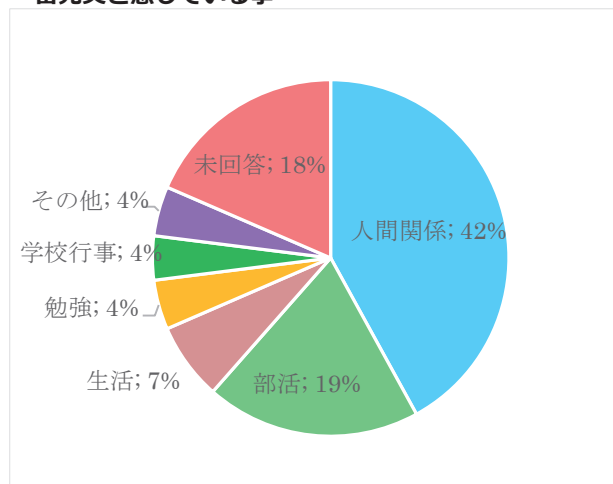
区では、高校生の考え等の現状を把握するため、区内都立高校1校を選定し、平成29年4月に3年生の生徒230人を対象に、アンケートを実施しました。

79%の生徒が高校生活が充実していると感じており、充実を感じる事柄として、上位から、人間関係が42%、部活が19%の順になっています。

高校生活を充実と感じている



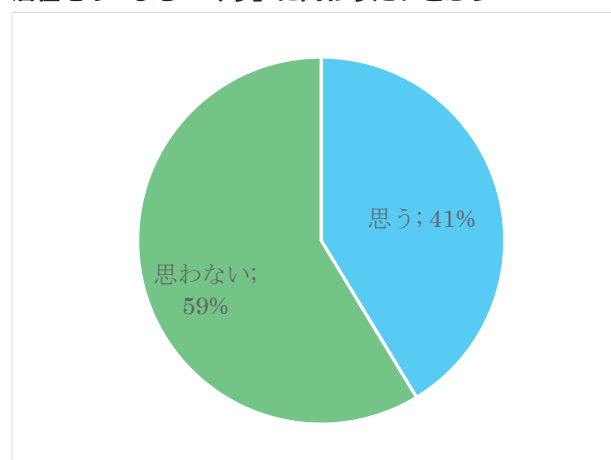
一番充実と感じている事



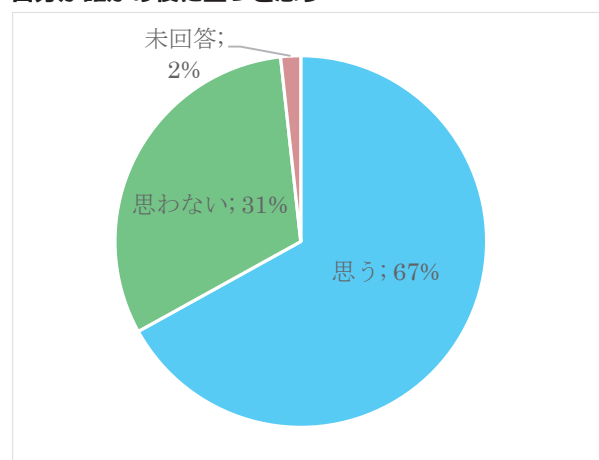
居住地の「まちづくり」に関わりたいと思う生徒は41%で、58%の生徒が関わりたいとは思わないと回答しています。

また、「自分が誰かの役に立つと思うか」という問いに対し、役に立つと思うと回答した生徒は67%いる一方、31%の生徒が役に立つと思わないと回答しています。

居住地の「まちづくり」に関わりたいと思う

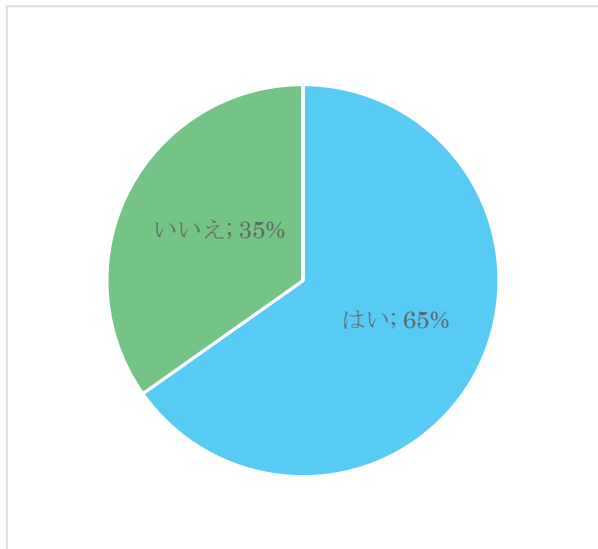


自分が誰かの役に立つと思う

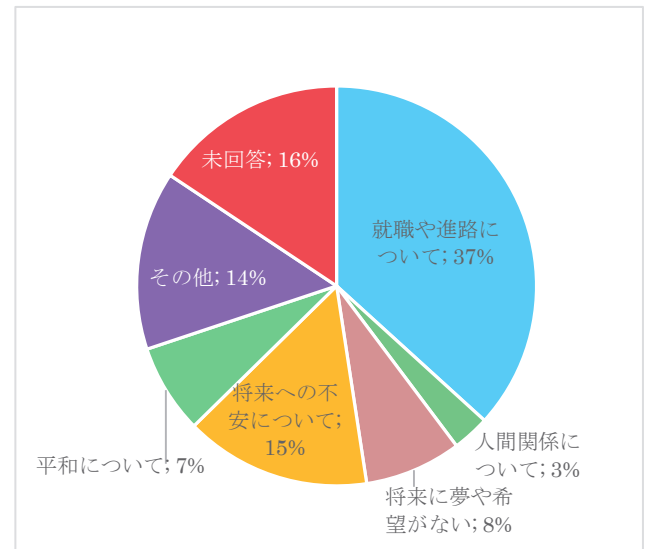


将来への不安や世の中に不満がある生徒 65%の内訳は、就職や進路に関することが 37%と上位を占めましたが、将来、平和に対する不安も、それぞれ 15%、7%を示しました。また、将来に夢や希望がないと回答した生徒が 8%存在する結果となりました。

将来への不安や世の中への不満がある



具体的な不安・不満について



自己有用感

自己有用感とは、他人の役に立った、他人に喜んでもらった等、相手の存在を前提として生まれてくる感情であり、自分の存在のみを肯定する自己肯定感とは異なる感覚・感情です。

自己を肯定することは、子どもにとっては大きな自信になり、とても大事な感情になります。特に、他者の存在を前提にしている「自己有用感」は社会で生きていく上でとても大切な感覚・感情であり、育んでいく必要があります。

右図のように、自己有用感の獲得は自己肯定感の獲得につながりますが、自己肯定感が高いからといって必ずしも自己有用感が獲得できるとは限りません。

自己有用感の醸成には、人と関わりたいと思う気持ちが重要であるとされ、それは自らの体験によって育まれるものと言われています。

区では、「ジュニアリーダー体験学習事業」「青少年健全育成活動事業」等の体験活動の充実を図り、子どもたちの自己有用感の醸成に取り組んでいます。

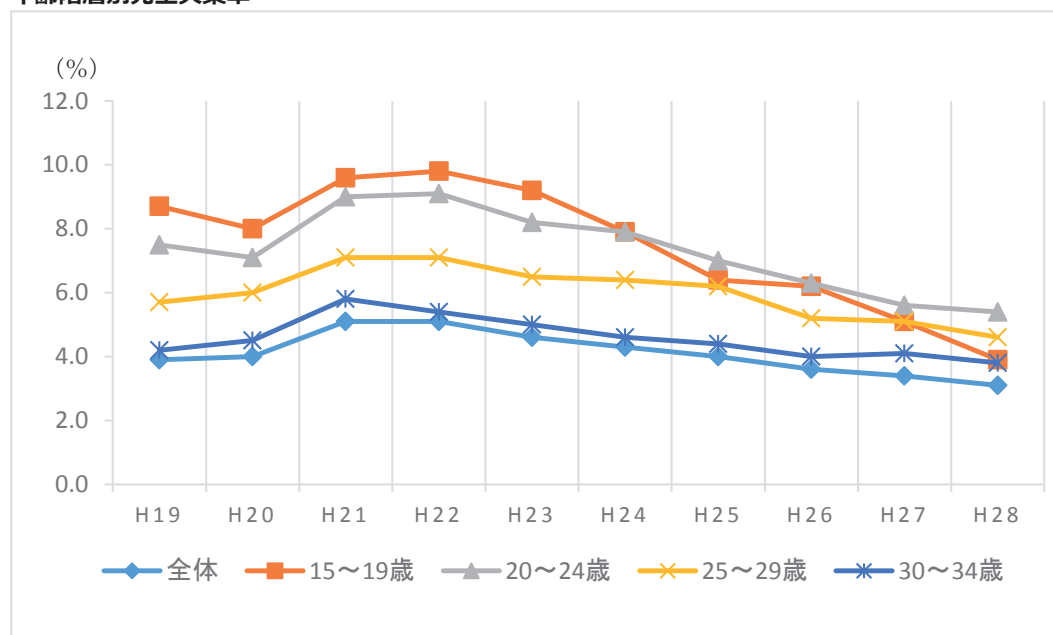


(9) 若者の就職状況

失業率は、近年減少傾向にあります。平成 28 年の場合、全体の完全失業率が 3.1%であるのに対して、20～24 歳の完全失業率が 5.4%であるなど、若者の失業率は全体に比して依然高い傾向にあります。

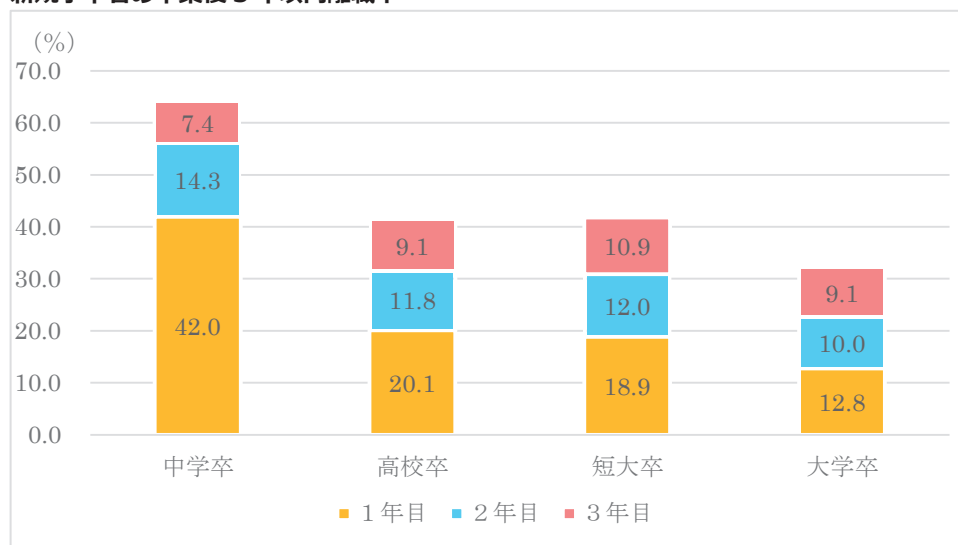
また、平成 25 年 3 月の新規学卒者の卒業後 3 年以内の離職状況は、中学卒業者が 63.7%、高校卒業者が 40.9%、大学卒業者が 31.9%となっており、全体的に高い水準であるだけでなく、学歴別の差が顕著です。

年齢階層別完全失業率



総務省「労働力調査」より

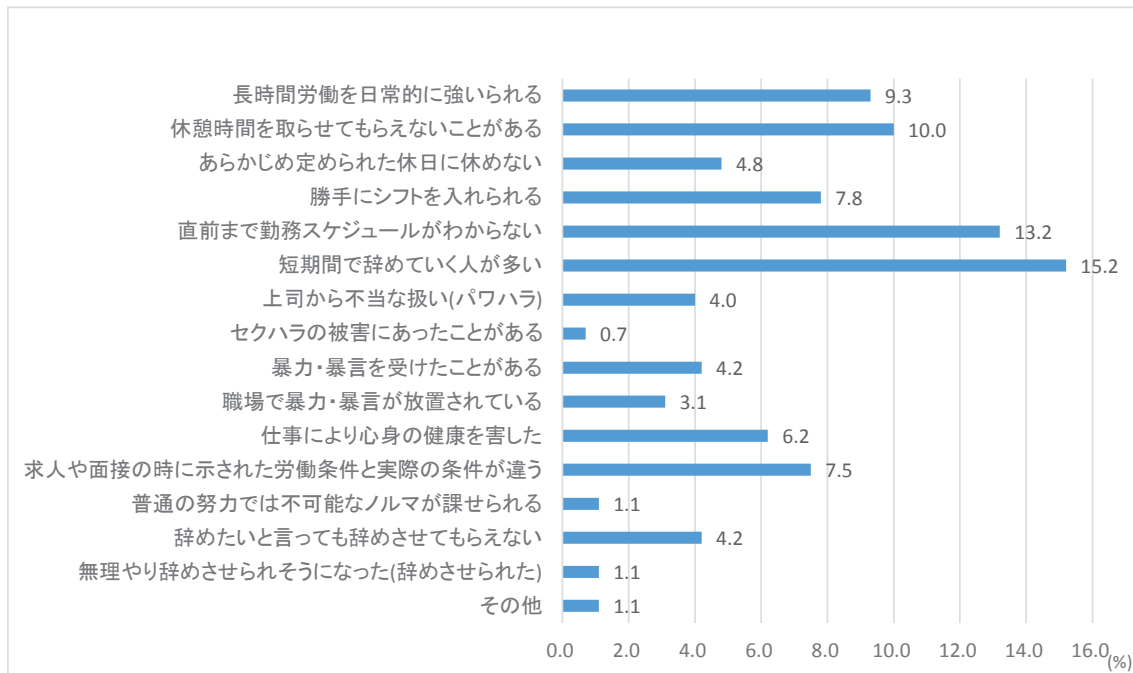
新規学卒者の卒業後 3 年以内離職率



厚生労働省プレスリリース(平成 28 年 10 月 25 日)をもとに作成

15～23歳の若者等を対象に実施された「東京都子供の生活実態調査」⁹(以下「都実態調査」といいます。)によると、若者の29.3%が職場で何らかのトラブルを経験しています。その具体的内容として最も多いのは、「短期間で辞めていく人が多い」となっています。

職場でのトラブル経験の内容と経験割合

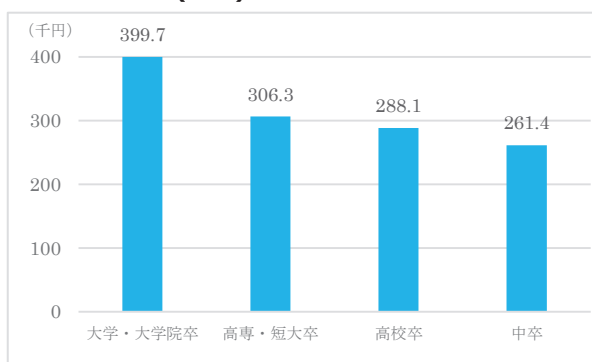


東京都「子供の生活実態調査」より

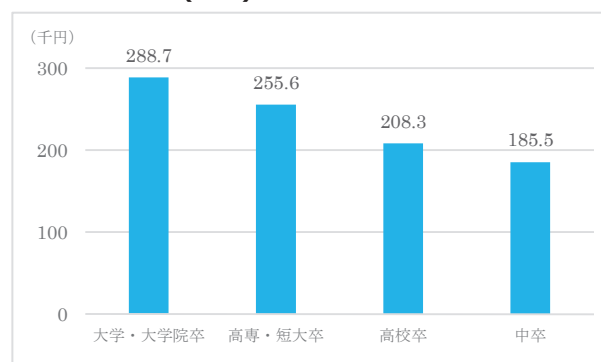
(10) 学歴別の平均賃金

学歴別に平均賃金（平成28年6月分）をみると、男性では、大学・大学院卒が399.7千円であるのに対して高校卒が288.1千円、女性では、大学・大学院卒が288.7千円であるのに対して高校卒が208.3千円となっており、受けた教育の差が経済的状況に反映される傾向性が窺われます。

学歴別平均賃金(男性)



学歴別平均賃金(女性)



「平成28年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)をもとに作成

⁹若者（青少年）（15～23歳）及び小中高生等（小学5年生、中学2年生、16-17歳）本人並びにその保護者を対象として、平成28年に東京都が実施した調査

(11) 子どもの相対的貧困率

平成 27 年における日本の 18 歳未満の子どもの相対的貧困率¹⁰は、13.9%¹¹で、過去最悪だった平成 24 年(16.3%)と比較して改善が見られたものの、なお約 7 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態にあり、依然高い水準にあります。

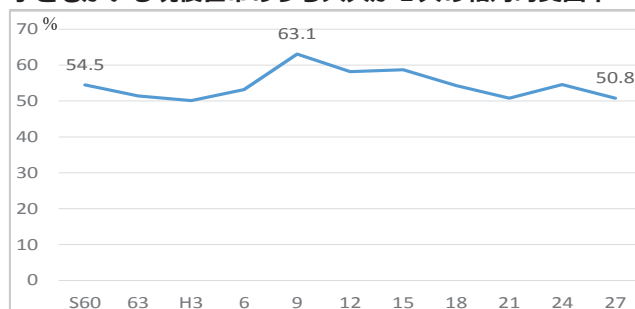
また、多くはひとり親家庭と想定される「子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の相対的貧困率」をみると、50%以上の割合での推移が継続しており、平成 27 年には 50.8%の子どもが相対的貧困となっています¹²。

経済協力開発機構(OECD)による国際比較によれば(2010(平成 26)年)、日本の子どもの相対的貧困率は、OECD加盟国の平均よりも高く(34 か国中上から 10 番目)、また、子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の世帯の場合についてみると OECD加盟国中最も高い水準となっています(データが欠落している韓国を除く。)¹³。

子どもの相対的貧困率

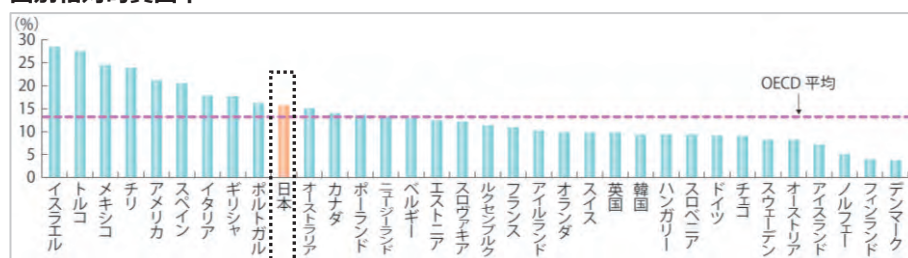


子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の相対的貧困率



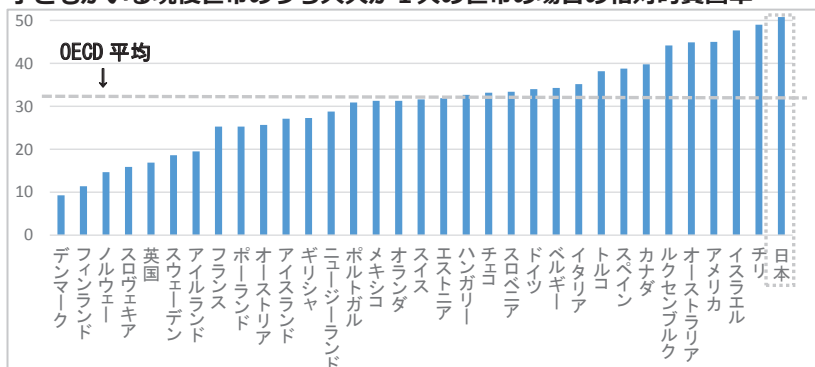
「平成 28 年国民生活基礎調査」(厚生労働省)をもとに作成

国別相対的貧困率



「平成 26 年度子ども・若者白書」(内閣府)より

子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の世帯の場合の相対的貧困率



「平成 26 年度子ども・若者白書」(内閣府)をもとに作成

¹⁰ 所得中央値の一定割合を下回る所得しか得ていない者の割合。詳しくは次頁参照。

¹¹ 厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」

¹² 厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」

¹³ 内閣府「平成 26 年版子ども・若者白書」

相 対 的 貧 困

貧困には、「絶対的貧困」と「相対的貧困」の考え方があります。

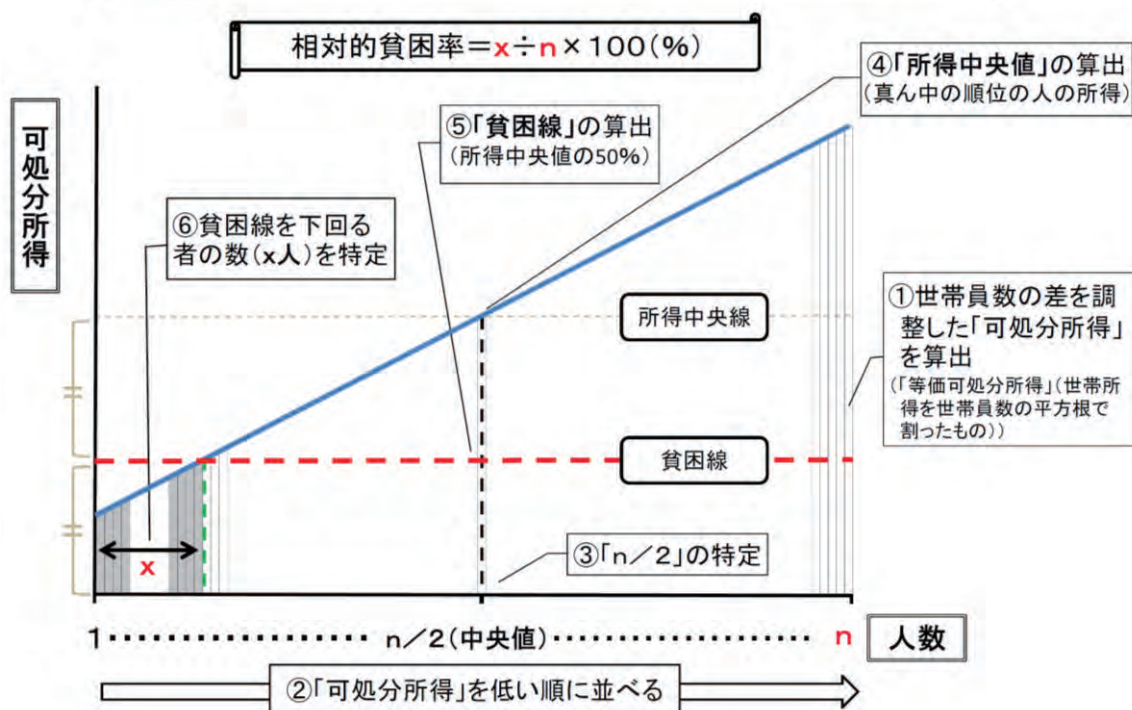
「絶対的貧困」とは、現代社会において生きていくための最低限の生活水準が満たされていない状態をいいます。例えば、2000年に国連総会決議で採択された国連ミレニアム宣言にある「1日の所得が1ドル以下」がこれに当たるとされています。

これに対して、「相対的貧困」とは、属している社会の人々と比較して相対的に貧しい状態をいいます。

「相対的貧困率」の算出方法は様々ですが、厚生労働省が「平成25年国民生活基礎調査」で公表した「相対的貧困率」は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、一定基準（貧困線）*を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいい、下表のように算出しています。

*平成27年の貧困線は、122万円/厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。



厚生労働省「国民生活基礎調査(貧困率)よくあるご質問」より

(12) 生活困難層の割合

貧困や格差の実態を把握するには、所得などの金銭的指標のみに着目するのではなく、「健康状態、社会的対面、家族関係や人間関係、社会活動への参加、社会サービスへのアクセス等の相対的剥奪や社会的排除¹⁴にも、併せて目配りすることが重要¹⁵とされています。

この点に関し、都実態調査では、子どもの生活困難を「低所得」¹⁶、「家計の逼迫」¹⁷及び「子供の体験や所有物の欠如」¹⁸の3つの要素に分類したうえで、このうち2つ以上の要素に該当する世帯を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する世帯を「周辺層」、いずれの要素にも該当しない世帯を「一般層」として、各層の割合を集計しました。この結果、どの年齢層でも2割以上が「困窮層」又は「周辺層」に該当していること、ひとり親世帯はふたり親世帯と比較して「困窮層」や「周辺層」の割合が高くなっていることが明らかとなりました。

年齢層別の「困窮層」「周辺層」「一般層」の各割合

		小学5年生	中学2年生	16-17歳
生活困難層		20.5%	21.6%	24.0%
	困窮層	5.7%	7.1%	6.9%
	周辺層	14.9%	14.5%	17.1%
一般層		79.5%	78.4%	76.0%

世帯タイプ別の「困窮層」「周辺層」「一般層」の各割合

		年齢層	ふたり親 (二世帯)	ふたり親 (三世帯)	ひとり親 (二世帯)	ひとり親 (三世帯)
(サンプル数)		小学5年生	2,210	237	321	57
		中学2年生	2,177	239	354	75
		16-17歳	1,868	229	377	77
生活困難層	困窮層	小学5年生	4.0%	8.3%	12.7%	10.7%
		中学2年生	5.2%	3.9%	16.3%	22.0%
		16-17歳	4.2%	3.8%	19.0%	16.2%
	周辺層	小学5年生	13.1%	17.8%	20.2%	38.2%
		中学2年生	12.7%	14.1%	22.9%	30.5%
		16-17歳	15.4%	14.6%	22.9%	45.5%
一般層	小学5年生	82.9%	73.9%	67.1%	51.1%	
	中学2年生	82.1%	82.0%	60.8%	47.5%	
	16-17歳	80.4%	81.6%	58.1%	38.3%	

東京都「子供の生活実態調査」より

¹⁴ 相対的剥奪とは、「社会的に共有された生活様式（栄養、衣服、住宅等の物的標準だけでなく、雇用、教育、レクリエーション等の社会活動を含む）を充足できない所得レベルを貧困と捉える考え」をいう（厚生労働省「ナショナルミニマム研究会中間報告」（平成22年6月））。社会的排除とは、「物質的・金銭的欠如のみならず、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域において個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも阻まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す」（内閣官房社会的包摂推進室・内閣府政策統括官（経済社会システム担当）「社会的排除にいたるプロセス」（平成24年9月））。

¹⁵ 厚生労働省「ナショナルミニマム研究会中間報告」（平成22年6月）

¹⁶ 等価世帯所得が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯

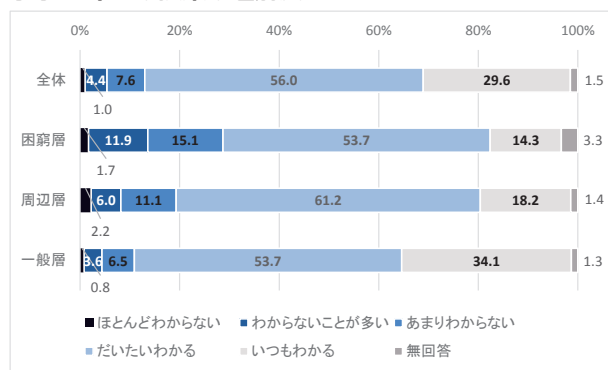
¹⁷ 経済的な理由で、公共料金（電気・ガス・水道・電話）や家賃を支払えなかった経験、食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上が該当

¹⁸ 「海水浴に行く」「毎年新しい洋服・靴を買う」「お誕生日のお祝いをする」など子どもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上該当

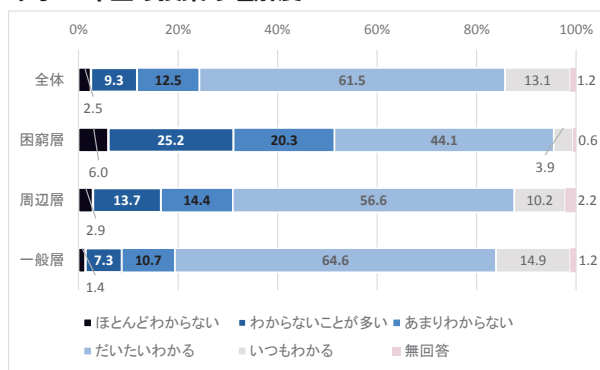
(13) 授業の理解度

都実態調査では、小学5年生・中学2年生の授業の理解度について、「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答した困窮層の子どもは、小学5年生では約3割、中学2年生では約半数になっています。

小学5年生の授業の理解度



中学2年生の授業の理解度

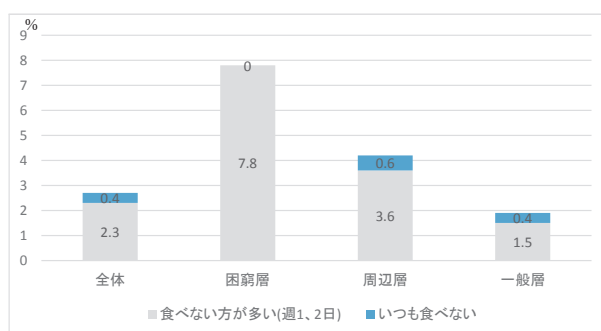


東京都「子供の生活実態調査」をもとに作成

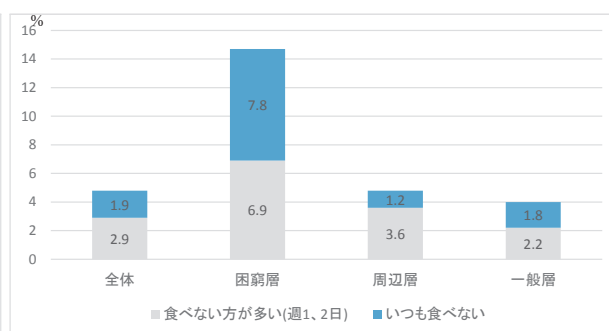
(14) 朝ごはんを食べる頻度

都実態調査では、朝ごはんを食べる頻度についての問いに対し、小学5年生では困窮層の7.8%が、中学2年生では困窮層の14.7%が「食べない方が多い、いつも食べない」と回答しており、生活困難度の差が生活習慣に影響を及ぼしている様子が窺われます。

朝ごはんを食べる頻度(小学5年生)



朝ごはんを食べる頻度(中学2年生)



東京都「子供の生活実態調査」をもとに作成

(15) 生活習慣と学力との関係

「平成 28 年度全国学力・学習状況調査」¹⁹の結果を分析したところ、「朝食を毎日食べていますか?」「家の人(兄弟姉妹を除く)と学校の出来事について話をしますか」との問いに対し「している」と回答した児童・生徒の平均正答率は、平均値を上回っており、生活習慣と学力は相関関係がある様子が窺われます。

児童・生徒質問紙に関する調査結果と正答率との関係性(小学校)

Q. 朝食を毎日食べていますか?

() は全国平均値

Q. 家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事

について話をしますか? () は全国平均値

回答	児童数の割合%	平均正答率%			
		国A	国B	算A	算B
		(72.9)	(57.8)	(77.6)	(47.2)
1	90.0	74.2	60.2	79.5	49.8
2	6.8	67.5	50.8	68.8	40.2
3	2.6	59.9	42.0	62.4	35.0
4	0.6	62.0	43.5	66.9	37.3

回答	児童数の割合%	平均正答率%			
		国A	国B	算A	算B
		(72.9)	(57.8)	(77.6)	(47.2)
1	55.2	75.4	61.7	80.3	50.6
2	26.7	73.4	58.2	77.9	48.2
3	13.8	69.1	54.4	74.6	45.6
4	4.0	59.2	43.5	65.4	36.6

【1 している 2 どちらかといえば、している 3 あまりしていない 4 全くしていない】

児童・生徒質問紙に関する調査結果と正答率との関係性(中学校)

Q. 朝食を毎日食べていますか?

() は全国平均値

Q. 家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事

について話をしますか? () は全国平均値

回答	生徒数の割合%	平均正答率%			
		国A	国B	数A	数B
		(75.6)	(66.5)	(62.2)	(44.1)
1	81.0	77.2	68.6	63.4	45.5
2	10.6	71.2	62.3	55.1	37.1
3	5.9	69.7	56.7	51.2	35.3
4	2.4	64.3	53.5	45.6	27.9

回答	生徒数の割合%	平均正答率%			
		国A	国B	数A	数B
		(75.6)	(66.5)	(62.2)	(44.1)
1	43.9	77.5	69.5	63.3	45.2
2	30.4	76.6	67.2	62.3	45.1
3	18.8	72.9	63.5	58.3	39.7
4	6.7	69.3	57.9	53.6	36.9

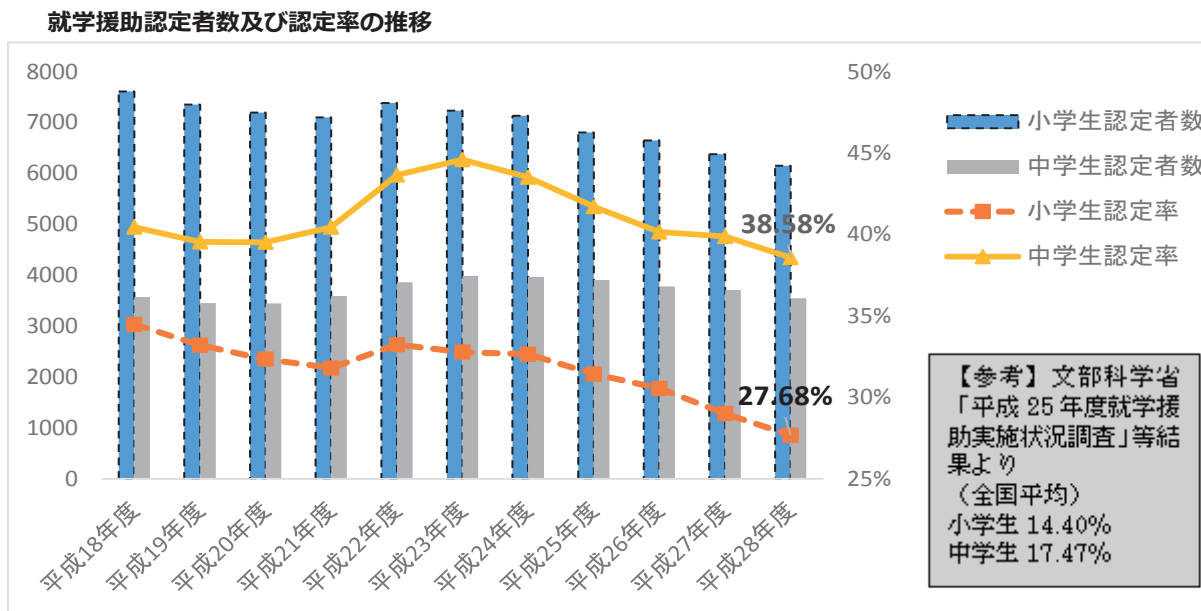
【1 している 2 どちらかといえば、している 3 あまりしていない 4 全くしていない】

「平成 28 年度 全国学力・学習状況調査の結果と分析」(板橋区教育委員会事務局指導室)より

¹⁹ 文部科学省が、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的として、小学校第 6 学年及び中学校第 3 学年を対象に行っている調査。教科に関する調査と、生活習慣や学校環境等に関する質問紙調査から構成されている。本項は、このうち、板橋区分の結果を分析したものである。

(16) 板橋区における就学援助認定者数・認定率

板橋区の過去10年における就学援助認定者数と認定率は、次のように推移しており、就学援助率は、平成22年及び23年をピークに減少傾向にあります。

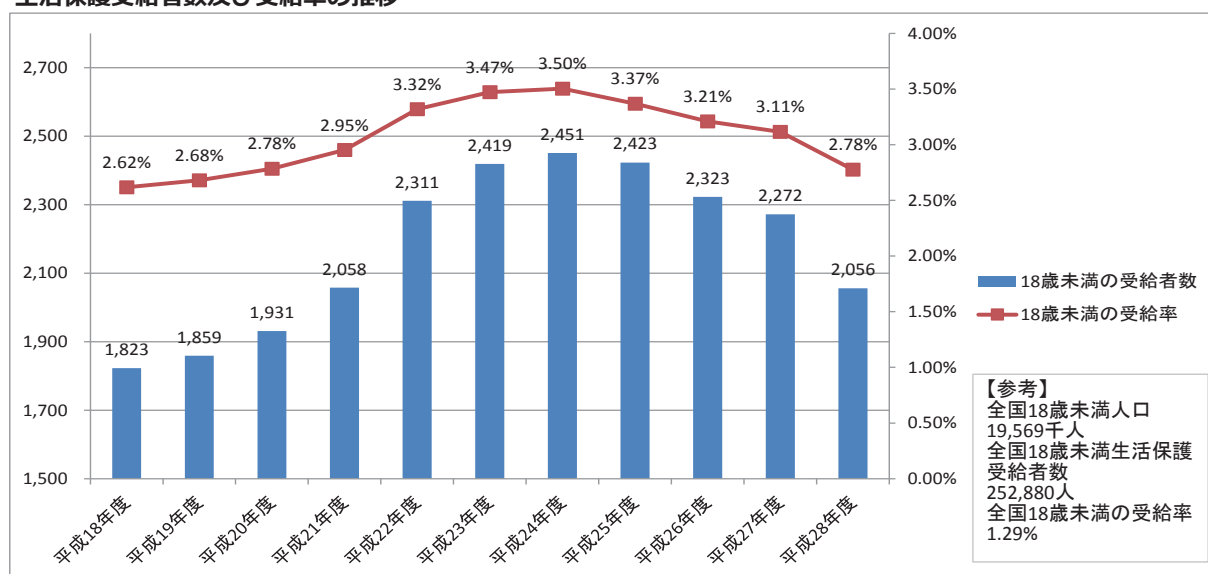


板橋区教育委員会事務局学務課資料をもとに作成

(17) 板橋区における生活保護受給者・受給率(18歳未満)

板橋区の過去10年における18歳未満の生活保護受給者数と受給率は、次のように推移しています。特に平成20～24年度にかけて受給者数・受給率が大幅に上昇しました²⁰。

生活保護受給者数及び受給率の推移

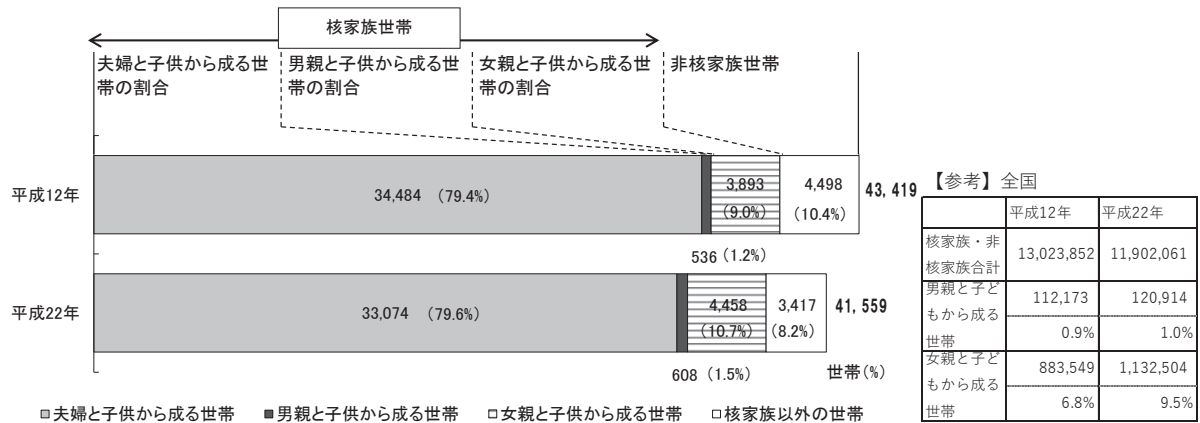


板橋区福祉事務所資料をもとに作成

²⁰ 図表中、全国18歳未満人口は、総務省「人口推計」（平成27年10月1日現在）、全国18歳未満生活保護受給者数は、厚生労働省「被保護者調査」（平成27年7月31日現在）による。

(18) 板橋区におけるひとり親家庭の状況

板橋区における世帯構造について平成12年と22年を比較すると、ひとり親家庭の大半を占める「男親と子供から成る世帯」、「女親と子供から成る世帯」は実数、割合ともに増加しています。

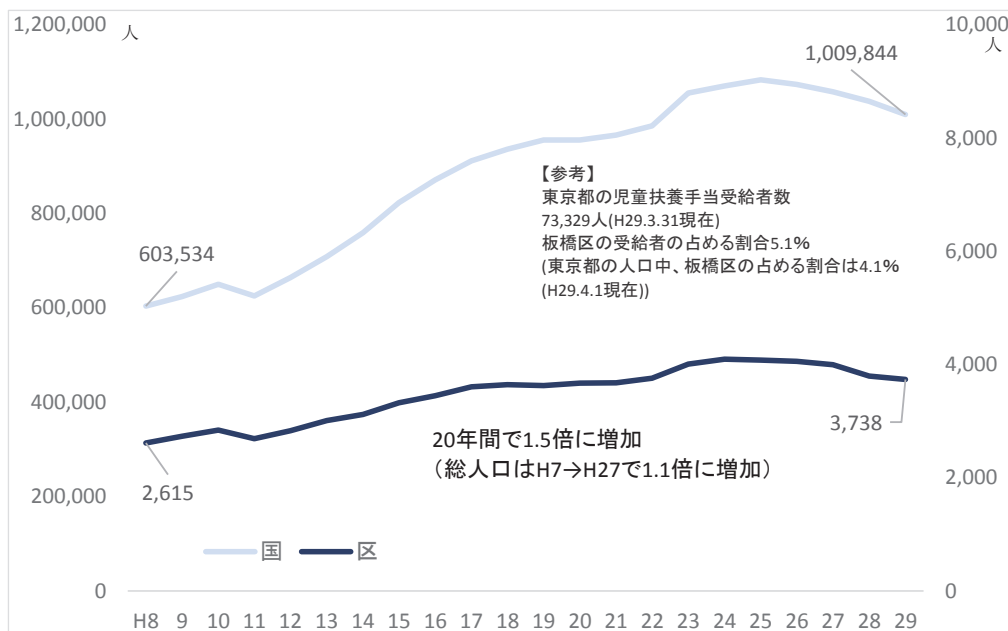


総務省「平成12年、22年国勢調査」をもとに作成

(19) 板橋区における児童扶養手当受給者数

板橋区における児童扶養手当²¹の受給者数は、20年間で1,000人以上増え、平成8年度の約1.5倍となっています。平成27年における区の総人口は20年前の平成7年の約1.1倍であることから、総人口の増加傾向を上回る増加傾向を示しています²²。

児童扶養手当受給者数の推移



板橋区議会文教児童委員会関係事務事業概要及び決算資料等をもとに作成

²¹ 父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

²² 区の児童扶養手当の受給者数は、文教児童委員会関係事務事業概要(各年4月1日時点)。国及び都の同受給者数は、厚生労働省「福祉行政報告例」(各年3月31日現在)。平成7年、27年の総人口は、総務省「国勢調査」。都及び区の平成29年4月1日現在の人口は、東京都「住民基本台帳による世帯と人口」。

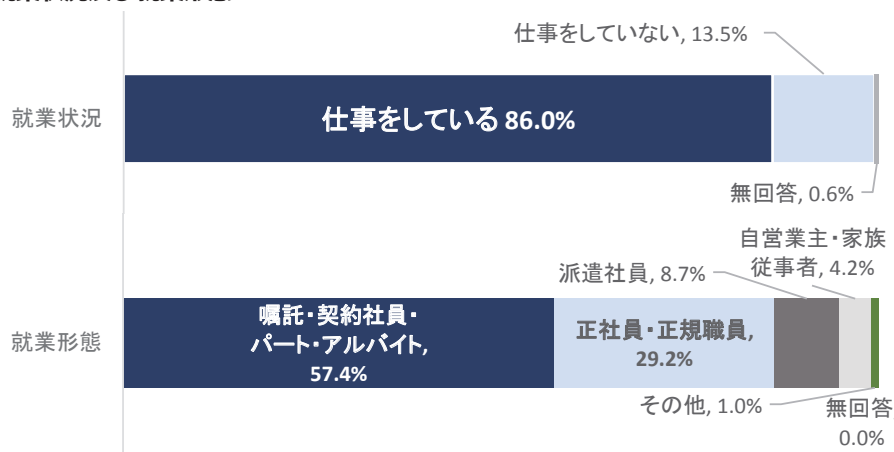
(20) 板橋区ひとり親家庭等生活実態調査の結果から

① 就業状況等

区の「ひとり親家庭等生活実態調査」²³（以下、「区実態調査」といいます。）によると、ひとり親家庭の現在の就業状況は、「仕事をしている」人が86.0%を占め、「仕事をしていない」人は13.5%となっています。

また、現在の仕事の形態は、「嘱託・契約社員・パート・アルバイト」が57.4%と過半数を占め、「正社員・正規職員」は29.2%、「派遣社員」が8.7%、「自営業主・家族従事者」が4.2%となっています。

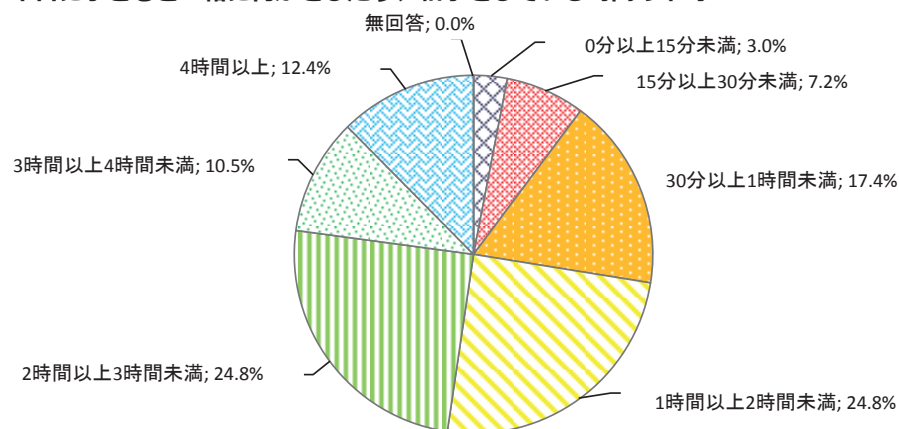
就業状況及び就業形態



② 平日に子どもと一緒に過ごす平均時間

平日に子どもと一緒に何かをしたり、相手をしている時間は、「1時間以上2時間未満」と「2時間以上3時間未満」が多く、それぞれ24.8%となっています。「30分以上1時間未満」の17.4%、「15分以上30分未満」の7.2%、「0分以上15分未満」の3.0%を合わせると、3割弱(27.6%)が「1時間未満」となります。

平日に子どもと一緒に何かをしたり、相手をしている時間の平均



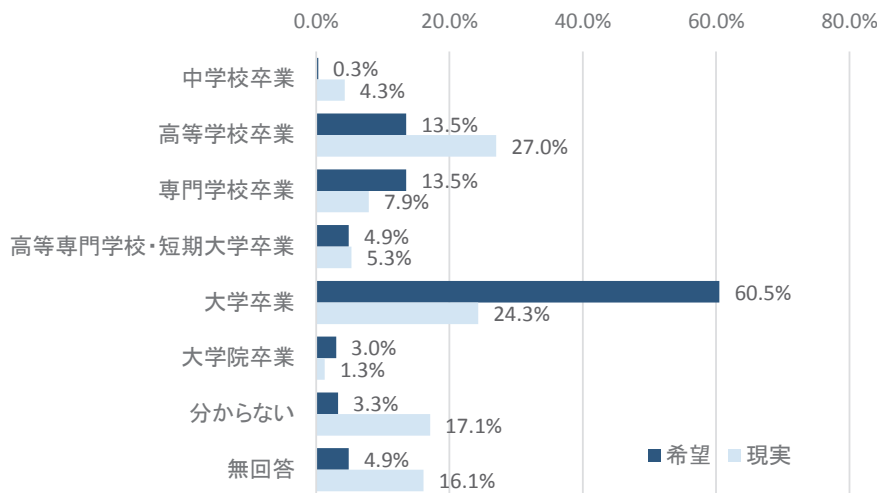
²³ 区が平成29年7月から9月にかけて実施した調査。児童扶養手当を受給する板橋区民から無作為抽出した1,000世帯を対象とするアンケート調査と、22の関係機関等を対象とする聞き取り調査から構成されている。(20)はアンケート調査結果の抜粋である。

③ 子どもに望む進学・現実的な子どもの進学

子どもに望む進学は、「大学卒業」を望む割合が60.5%と最も高く、次いで「専門学校卒業」と「高等学校卒業」がそれぞれ13.5%などとなっています。

現実的な子どもの進学は、「大学卒業」が24.3%、「高等学校卒業」が27.0%などとなっています。子どもに望む進学と比較して、「大学卒業」が半減し、「高等学校卒業」が倍増しています。

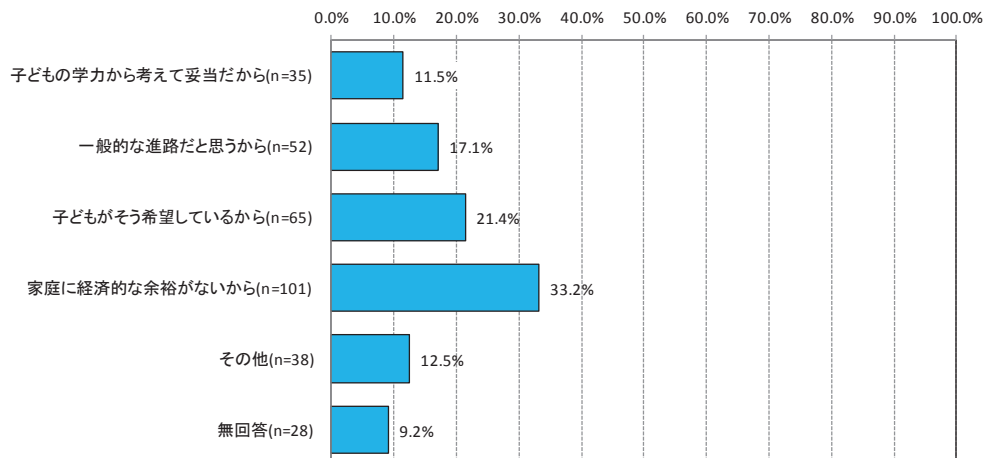
回答者の希望としての子どもの進学・現実的な子どもの進学



④ ③のように考える理由（現実的な子どもの進学について回答した理由）

「家庭に経済的な余裕がないから」が33.2%、「子どもがそう希望しているから」が21.4%、「一般的な進路だと思うから」17.1%、「子どもの学力から考えて妥当だから」が11.5%の順となっています。「その他」が12.5%となっており「小さいのでわからない」、「本人が決める」との意見が多くなっています。

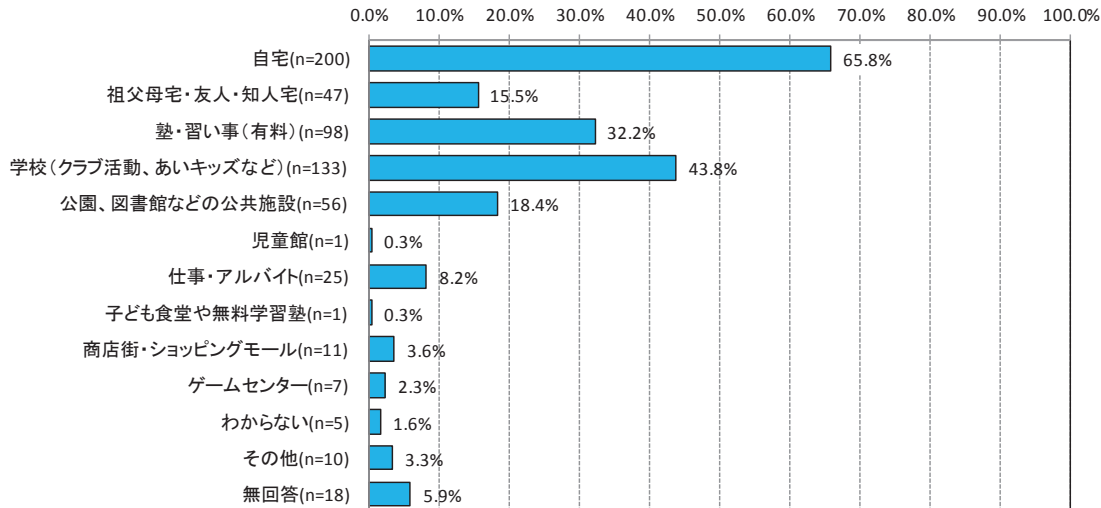
現実的な子どもの進学について回答した理由



⑤ 子どもが放課後に過ごす場所

子どもが平日の放課後に過ごす場所は、「自宅」が65.8%、次いで「学校（クラブ活動、あいキッズなど）」が43.8%、「塾・習い事（有料）」32.2%、「公園、図書館などの公共施設」が18.4%、「祖父母宅・友人・知人宅」が15.5%、「仕事・アルバイト」が8.2%となっています。

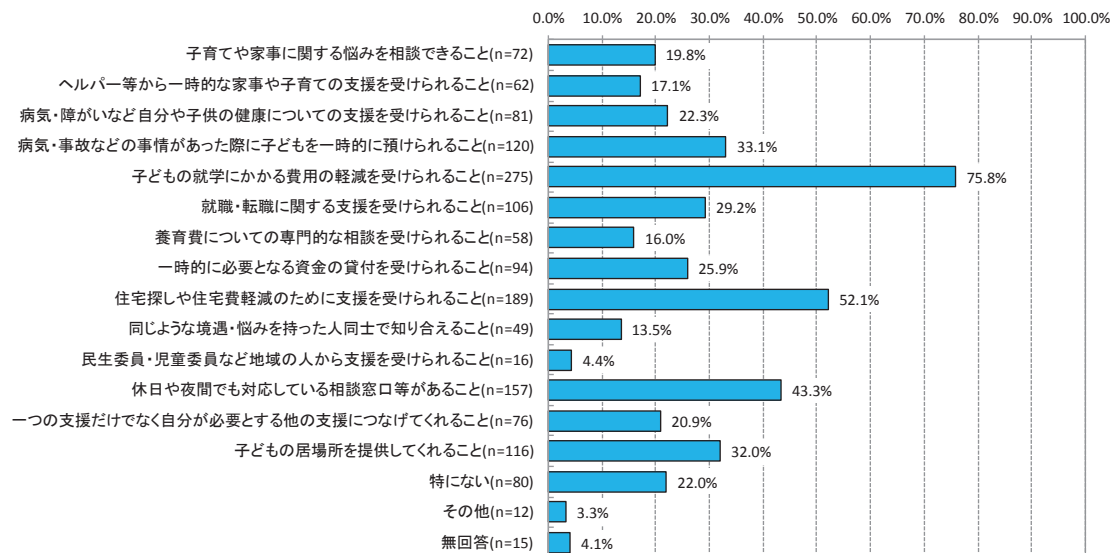
子どもの平日の放課後を過ごす場所



⑥ 今後必要と思う支援など

「子どもの就学にかかる費用の軽減を受けられること」が75.8%と最も高く、次いで「住宅探しや住宅費軽減のために支援を受けられること」が52.1%、「休日や夜間でも対応している相談窓口等があること」が43.3%、「病気・事故などの事情があった際に子どもを一時的に預けられること」が33.1%、「子どもの居場所を提供してくれること」が32.0%、「就職・転職の支援を受けられること」が29.2%の順となっています。

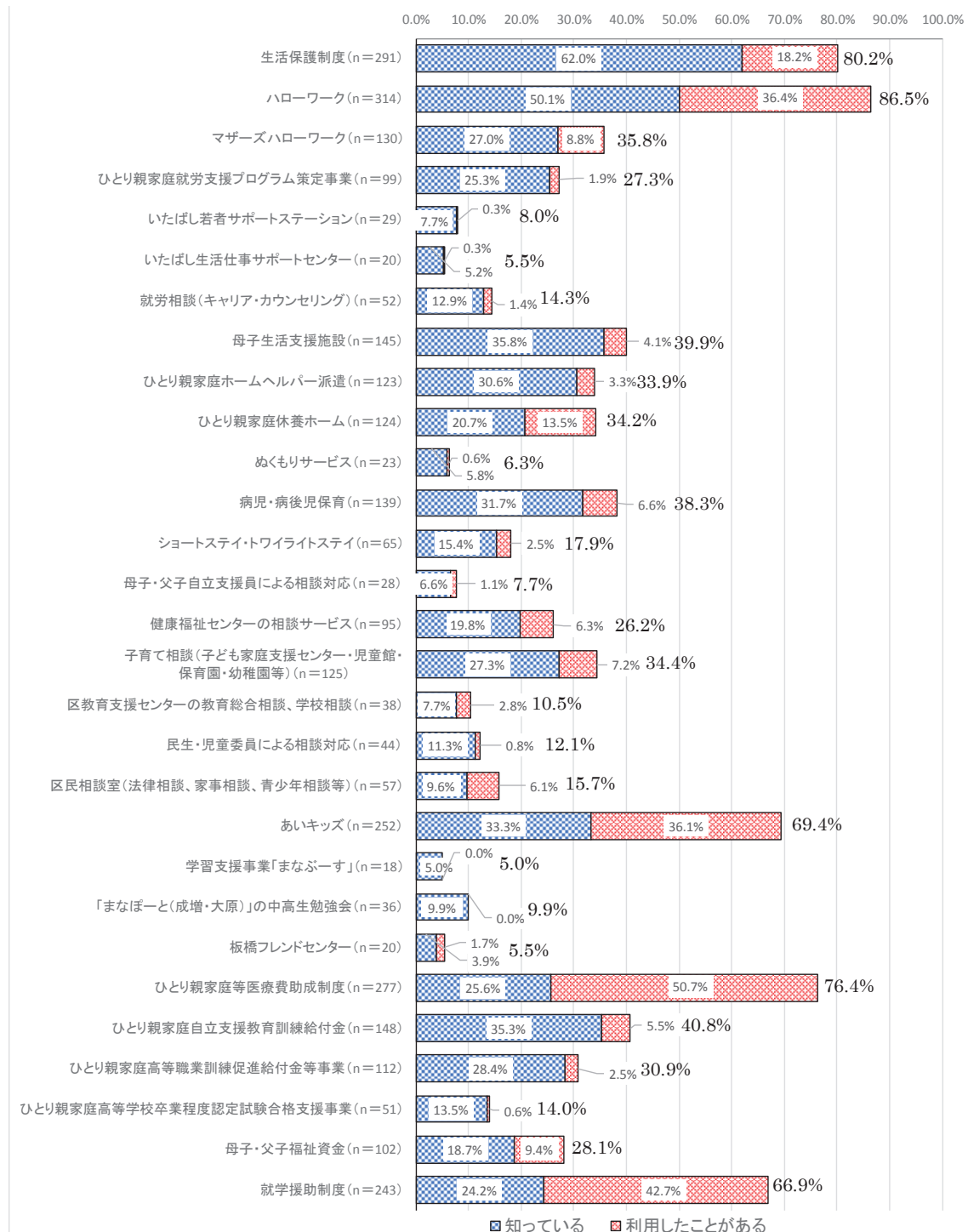
必要だと思う支援等



⑦ 各種支援制度の認知度と利用状況等

「子育て家庭への支援策」についての認知状況と利用状況を尋ねたところ、認知度の高いものは、「ハローワーク」が86.5%、「生活保護制度」が80.2%、「ひとり親家庭等医療費助成制度」が76.3%、「あいキッズ」が69.4%、「就学援助制度」が66.9%と続いています。利用率は、「ひとり親家庭等医療費助成制度」が50.7%、「就学援助制度」が42.7%、「ハローワーク」が36.4%、「あいキッズ」が36.1%と続いています。

知っている制度・利用したことがある制度



生活実態調査について

「板橋区ひとり親家庭等生活実態調査」（平成 29 年 7 月～9 月実施。27～30 頁に一部抜粋）では、児童扶養手当受給者に対するアンケート調査と関係機関等に対するヒアリング調査を実施しました。

- **アンケート調査**からは、多くの保護者が就業しており、子どもと十分に過ごす時間がない様子がうかがわれました。一方、子どもが放課後に過ごす場所は「自宅」が最も割合が高く、保護者が仕事を終えて帰宅するまでの間、自宅では子どもだけで過ごしていることも考えられます。
このほか、子どもが保護者をはじめ、おとなや社会とかがかわること、子どもの意欲・根気(非認知能力[※])との間に関連性のあることがうかがわれました。子どものこのような力が、おとなや社会とのかかわりを通じて育まれる可能性が示唆されます。
- **ヒアリング調査**からは、困難を抱えた家庭では、保護者自身がその親から社会生活を送る上で必要な事柄を十分に教わっておらず、子育ての仕方が分からない場合がある、子育てを家庭教育任せにせず社会で補完する必要がある、といった旨の話が聞かれました。

これらの調査結果を総合すると、保護者の時間不足や子育ての仕方の非伝承といった事情が、保護者から子どもに対して社会生活を送る上で必要な力を伝達する機会の減少につながり得ること、これが貧困をはじめ、子どもが将来困難を抱える一因となり得ることが示唆されます。

子どもに「生き抜く力」が育まれるよう、子どもに対する支援はもちろんのこと、保護者に対する支援も充実していくとともに、子ども・保護者を支援する地域社会を構築していく必要があります。

(第 5 章「いたばし子ども夢つむぐプロジェクト」参照)

子どもの社会的活動への参加状況と意欲・根気との関係

※**非認知能力**…目標を達成する力(忍耐力、意欲など)、他者と協働する力(協調性、共感など)、情動を制御する力(自尊心、自信など)といった力から構成される能力。IQによって表される「認知能力」と非認知能力とは、相互に作用し、影響を及ぼし合っているとされています。






2 区事業の実施状況

「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」を踏まえた
ライフステージ別事業一覧

基本目標	施策の方向性	ライフステージ		
		乳幼児 (妊婦含む)	小学生	
I すべての子ども・若者の健やかな育成と自立への支援	I-1 自己形成のための支援	①日常生活能力の習得	小学校・中学校入学前に身に付けたい生活習慣チェックシートの配布・活用	子どもたちの行動体力及び防衛体力の向上
			「板橋区版スマートフォン・携帯電話」	
		子どもの読書のための環境の整備・充実		
		子どもの年齢・発達の段階に応じた読書活動推進の取り組み		
	I-2 子ども・若者の健康と安心安全の確保	②学力の向上	中央図書館の改築	
			出前講座、ひよこ・ためぎアトリエ	
		①健康教育の推進と健康の保持・増進等	フィードバック学習方式の充実	
			教育ICT化の推進	
			絵本づくりワークショップの開催	
			読書活動をきっかけとした学力向上への取り組み	
②子ども・若者に関する相談体制の充実	家庭・地域・学校との協力連携による取り組み			
	理科教育の充実			
	乳幼児健康診査			
	食育の推進			
③被害防止のための教育	小児医療の充実			
	養育医療費給付	女性健康支援事業		
	乳幼児家庭全戸訪問事業			
	親の一日保育士体験			
④子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり	乳幼児等精密健康審査費助成			
	親子健康支援事業			
	妊婦出産ナビゲーション事業			
	保健指導票			
I-3 若者の職業的自立・就労等支援	①職業能力・意欲の習得	離乳食訪問お助け隊事業		
②就労等支援の充実		いじめ110番、いじめメール相談		
		子どもなんでも相談		
		民生委員・児童委員、主任児童委員		
			子ども安心安全講習会	
			小学生自転車運転免許証交付事業	
		げんきっ子トラフィックスクール		
			メディアリテラシー普及のための啓発	
			子ども見守り隊・スクールガード	
			通学路防犯カメラ	
			子ども110番事業	
			子どもを守ろう！合同パトロール	
			板橋セーフティー・ネットワーク	
			キャリア教育・体験活動の充実	
			いたばし子ども技能塾	

【平成 29 年 6 月末日現在】

中学生 	高校生 (相当年齢を含む) 	19歳(大学生)以上 
中高生による読書を通じた交流		
「5を使うためのルール」配布・活用		
中高生勉強室		
学びiプレイス		
中学生交通安全教室		
中学生普通救命救急講習		
学校等と進めるDV予防教育		
女性の様々な分野へのチャレンジ支援		
いたばし若者サポートステーション		
キャリア・カウンセリング		
若者向け就職支援事業		
板橋区若者就職サポート事業		
女性の起業に向けた支援		

	Ⅰ-4 社会形成への 参画支援			主権者教育 税の共同キャンペーン 夏休み子ども起業塾
	Ⅰ-5 子育て支援等 の充実		親学講座・地域別子育て講座 親学講座・子育て記念日 親学講座・家庭教育講座 子育て支援NAVIの充実 子育て相談エール	あいキッズ事業 家庭教育学級

基本目標	施策の方向性	ライフステージ		
		乳幼児 (妊婦含む)	小学生	
Ⅱ 困難を有する子ども・若者とその家族への支援	Ⅱ-1 子ども・若者の 抱える課題の 複合性・複雑性を 踏まえた重層的な 支援の充実	施策		
		(1)ニート・ひきこもり・ 不登校等の子ども・若 者への支援	不登校対策の推進 いじめ防止対策の推進 適応指導教室(板橋)	
	Ⅱ-2 困難な状況ごとの取組	(2)障がい等のある子 ども・若者の支援	要支援児保育巡回指導 ほっとプログラム 学校生活支援シートの活用 育成医療給付 子ども発達支援センター事業 心身障がい児余暇活動支援 心身障がい児歯科診療	特別支援教室の導入 特別支援学級の設置 特別支援教育就学奨励費
		(3)非行・犯罪に陥った 子ども・若者の支援等	社会を明るくする運動 更生保護活動	
		(4)子どもの貧困問題 への対応	ひとり親家庭自立支援給付金 母子及び父子福祉資金	次世代育成支援(高校受験対策講座等) 就学援助 学習支援事業「まなぶーす」
(5)特に配慮が必要な 子ども・若者の支援		不登校対策の推進 スクールソーシャルワーカーの拡充・ 多様性を尊重する意識の啓発 外国人学校児童・生徒保護者負担軽減		

【平成 29 年 6 月末日現在】

若者による事業検討会		
税についての作文		

中学生 	高校生 (相当年齢を含む) 	19歳(大学生)以上 
i-youth (あい・ゆーす) 事業		
フレンドセンター)		
ひきこもり相談、ひきこもり家族教室		
受講助成費、学習環境整備支援費、大学等進学支援費)		
中高生勉強室		
学びiプレイス		
活用		
補助金		

	II-3 子ども・若者の 被害防止・保護	1) 児童虐待防止対策	養育支援訪問事業 児童虐待防止対策
		2) 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策	家庭科副読本による消費者教育

基本目標	施策の方向性	ライフステージ	
		乳幼児 (妊婦含む)	小学生
III 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	III-1 グローバル社会 で活躍する 人材の育成		オリンピック・パラリンピック教育の推進 ふるさと文化伝承事業 平和都市宣言記念事業
	III-2 子ども・若者の成長を 支える担い手の養成		若者支援者サミット 青少年指導者講習会 教員の資質能力の向上 板橋区版コミュニティスクールの導入 学校支援地域本部 子どもの遊び場 いきいき寺子屋フラン事業 青少年健全育成地区委員会活動事業
	III-3 地域づくりで 活躍する 若者の応援		ジュニアリーダー体験学習
	III-4 社会貢献 活動等に 対する応援		青少年表彰

【平成 29 年 6 月末日現在】

中学生 	高校生 (相当年齢を含む) 	19歳(大学生)以上 
いたばし国際絵本翻訳大賞中学生部門		
検討		
事業		ジュニアリーダー顧問会支援
中学生ボランティア活動の支援事業		

3 現状から見える課題

区や東京都のデータをもとに、子ども・若者を取り巻く状況が以下のとおり見えてきました。

区は、これらの状況を、若者の社会的自立・活躍を阻む課題としてとらえ、本計画において対策を推進していくこととします。



課題

義務教育時における課題

- ◆区立小・中学校における不登校児童・生徒の出現率が、国や都に比べて高いことや義務教育修了後のひきこもりが懸念されること
- ◆区立中学校卒業時に進路未決定者が存在すること

義務教育修了後における課題

- ◆都立高校中途退学者出現率の平均を立地区別に比較すると、近隣区に比べて高いこと
- ◆高校中途退学者を対象とした支援機関の活用率が低いこと
- ◆区内都立高校生へのアンケート調査の結果、自己有用感が低いと考えられる生徒が 31%存在すること
- ◆若者の失業率が全体の完全失業率に比べて高い傾向にあること
- ◆新規学卒者の卒業後 1 年以内離職率を学歴別に比較すると、中学卒業者が突出して高いこと

子どもの貧困に関する課題

第 5 章「子どもの貧困への対応（詳細編）」を参照

その他の課題

- ◆『子供・若者育成支援推進大綱』、『東京都子供・若者計画』を勘案し、区が実施する施策事業をライフステージ別に一覧化した結果、乳幼児期から小学生までの取組に比べ、義務教育修了後の取組が少ないこと

第3章



計画の理念・取組等

3 計画の理念・取組等

理 念

若者の社会的自立・活躍を地域ぐるみで応援します！

社会的自立・活躍を 推進する個別目標と 重点取組

4つの個別目標とその重点取組を掲げ、既存事業の充実を図りその有効性を向上させるとともに、新たな取組にも着手することで、若者の社会的自立と活躍を推進します。

目標・重点取組・ 事業等

目標Ⅰ 無限の可能性を引き出します

▶重点取組 多様な人々との交流や体験活動の充実

目標Ⅱ 職業観・勤労観を醸成します

▶重点取組 企業や地域の様々な主体との連携による職業能力開発の機会創出

目標Ⅲ 社会とのつながりを創ります

▶重点取組 支援要する人の早期発見と安心できる居場所の提供

目標Ⅳ 貧困対策を推進します

▶重点取組 就学・進学に必要な費用の貸付・支援制度の積極的な情報提供と教育機会の保障

第3章 計画の理念・取組等

1 理念

若者の社会的自立・活躍を地域ぐるみで応援します！

子ども・若者は、かけがえのない「今」を生きる存在であり、板橋区をつくり支える「未来を担う」存在です。

すべての子ども・若者が、多様な人々との関わり合いや様々な経験を通して健やかに逞しく成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう家庭・地域・学校・関係機関・行政等が連携・協力し、地域社会全体で支援することを計画の理念とします。

2 社会的自立・活躍を推進する個別目標と重点取組

これまでも述べてきたとおり、区では既存計画においても様々な子ども・若者育成支援施策を実施してきましたが、社会情勢の変化とともに多様化・複雑化した課題への対応が難しくなっています。

本計画では4つの個別目標とその重点取組を掲げ、既存事業の充実を図りその有効性を向上させるとともに、新たな取組にも着手することで、若者の社会的自立と活躍を推進していきます。

	目標	重点取組
I	無限の可能性を引き出します 多世代との交流や社会貢献活動を通じて、他者からの承認や達成感を得ることにより、自己有用感を高めていきます。様々な経験を積む中で、夢や希望に向かって努力することや社会で生きるための基本的な力を養成します。	多様な人々との交流や体験活動の充実を図ります
II	職業観・勤労観を醸成します 社会体験の機会を経て、多様な価値観に触れる経験を積みながら、主体的・創造的に生きていくことができる資質や能力を育み、職業選択の可能性を広げます。	企業や地域の様々な主体との連携による職業能力開発の機会を創出します
III	社会とのつながりを創ります 一人ひとりへの対応が充実するよう、学校・家庭・地域・専門機関等が連携した支援体制を整えます。また、積極的な情報提供と安心できる居場所や社会とのつながりを創出します。	支援を要する人の早期発見と安心できる居場所の提供や仲間づくりを進めます
IV	貧困対策を推進します 教育の機会均等を図り、生活の支援等を総合的に推進することで、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることを防ぎ、貧困の世代間連鎖を断ち切ります。	就学・進学に必要な費用の貸付・支援制度の積極的な情報提供と教育の機会を保障します

3 目標・重点取組・事業等

目標 I 無限の可能性を引き出します

子ども・若者は、無限の可能性を秘めている尊い存在です。失敗を恐れず何事にも挑戦する勇気を持ってほしい存在でもあります。

一人ひとりの子どものよさや可能性を、人との関わり合いや様々な体験活動を通じて引き出すとともに、夢や希望に向かって自らの手で未来を切り拓く力を育みます。

自然とのふれあいや多世代との交流、社会貢献活動を通じて、他者からの承認や達成感を得ることで成功体験や自信を積み上げ、自己有用感を高めていきます。

様々な体験活動の機会を充実することで忍耐力や判断力を養いつつ、コミュニケーションスキルや規範意識を高め、夢や希望に向かって努力することや社会で生きるための基本的な力を養成します。

また、子ども・若者の思いや考えを表明できる機会を創出することや夢を応援する仕組みを構築します。

※対象者：乳幼児…㉸、小学生…㉩、中学生…㉪、高校生（相当年齢の者を含む）…㉫、19歳以上…㉬

★新規事業

無限の可能性を引き出します 多様な人々との交流や様々な体験活動の充実を図ります		担当課
i-youth（あい・ゆーす）若者による事業検討会 ㉪㉫㉬ i-youthを活用して、若者の企画・運営による事業を実施します	生涯学習課	
ジュニアリーダー体験学習事業 ㉩㉪㉫ 地域の青少年の健全育成を推進するとともに地域の担い手養成を目指し、ジュニアリーダー活動を通じた様々な体験活動や多様な人との関わりを提供します	地域教育力推進課	
青少年健全育成地区委員会活動事業 ㉸㉩㉪㉫ 板橋区内18の青少年健全育成地区委員会が、心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的に、地域特性に応じた奉仕活動体験、スポーツ、野外活動等の様々な活動を実施します	地域教育力推進課	
いきいき寺子屋プラン事業 ㉩㉪ PTAや地域ボランティアにより組織された学校開放協力が、土曜・日曜や放課後に様々な体験活動の機会を提供します	地域教育力推進課	
ジュニアリーダー顧問会支援 ㉬ ジュニアリーダー経験者で構成される若者たちを継続的に支援することで、将来の地域の担い手養成を目指します	地域教育力推進課	

	青少年表彰 ①④⑤⑨ 他の模範となる善い行いをした25歳未満の青少年を表彰することにより、親切な行いや奉仕活動等に対する気運を醸成し、青少年の健全な育成を推進します	地域教育力推進課
★	英語村 ①④ 英語のみをコミュニケーション言語とする環境で学習し、小中学生の英語力向上や異文化理解の促進を図ります	生涯学習課
★	中学生海外派遣事業 ④ 外国における異文化交流やホームステイなどを通して、外国の自然・文化及び社会を直接体験し、グローバル化や英語学習への意欲を更に高めます	教育総務課
★	新学習指導要領による社会に開かれた教育課程の編成と実施 ①④ <ul style="list-style-type: none"> ・生きて働く知識及び技能の習得 ・未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等の育成 ・学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養 	指導室
★	スポーツ先進医療によるアスリートへの支援 ④ 各種競技大会で実績を残す児童・生徒に対しメディカルチェックを行い、医学的な立場から効果的なトレーニング方法等についてアドバイスを行います	健康推進課
★	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する子ども・若者の活躍の機会創出とレガシー活用の検討 ①④⑤⑨ 社会貢献活動を通じて、自国の魅力を発見したり、もてなしの心の醸成や目標に全力で取り組む尊さを体得します また、大会に向けた社会変化（レガシー）を大会後も活用する仕組みを検討します	スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進担当課、指導室、地域教育力推進課
★	子どもの夢を支援する仕組みの検討 ④⑤ 資金面等様々な課題がありながらも、夢を追い求める子どもを支援する仕組みを検討します	地域教育力推進課・子ども政策課
★	スポーツや芸術等を通じた可能性発掘の仕組みの検討 ①④ スポーツや芸術等の様々な体験機会を通じて、未知の可能性を発掘する仕組みを検討します	地域教育力推進課

目標Ⅱ 職業観・勤労観を醸成します

ロボットや人工知能²⁴の技術革新により、現在人間が行っている仕事の約半分以上近い将来にはコンピューターに代わられるという予測²⁵があります。

こうした変化の大きい時代の中にあっても、多くの方は、人生の中で職業人として長い年月を過ごすこととなります。従って、職業や働くことについてどのように考えるかは、いかに生きるのか、どのような人生を送るのかということに深く関わっているといえます。

夢や希望をもって将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら前向きな将来を設計することができるよう、学校や企業、地域の様々な主体との連携により、若者の職業選択の可能性を広げていきます。さらに、多様な選択肢を比較検討したり、様々な課題の解消に向けて、相談体制の充実を図ります。

また、平成 22 年度からの高等学校授業料無償化²⁶の動きや、中学校から高等学校への進学率が 96%を超えている²⁷ということからも、高等学校は、事実上義務教育に準じたものとの考えが社会に浸透しつつあります。このことは、就業し、社会人として自立するまでに、高等学校卒業程度の知識や経験を持っていることが期待され、求められているとも言えます。

こうした社会状況を踏まえつつ、子ども・若者が学校生活から職業生活へと円滑に移行し、働くことを通じて自己の能力や適性を発揮して、社会の一員として役割を果たすことのできる大人へと成長するよう支援していきます。

※対象者：乳幼児…㉔、小学生…㉕、中学生…㉖、高校生（相当年齢の者を含む）…㉗、19 歳以上…㉘ ★新規事業

職業観・勤労観を醸成します 企業や地域の様々な主体との連携による職業能力開発の機会を創出します		担当課
キャリア教育・体験活動 ㉕㉖ 区内様々な職場の見学や、企業経営者等をゲストティーチャーとして招く等の体験活動を通して、目標を設定する意志と能力、失敗を恐れないチャレンジ精神や忍耐力、リーダーシップや思いやり等を習得させていくためのアントレプレナーシップ精神の推進を図っていきます	指導室	
いたばし若者サポートステーション ㉗㉘ 勤労意欲のある 15 歳から 39 歳までを対象に、ジョブトレーニング・職業意識啓発セミナー・講演会・心理カウンセリング等を実施し、若者の職業的自立を支援します	産業振興課	

²⁴大辞林「学習・推論・判断といった人間の知能をもつ機能を備えたコンピュータシステム」

²⁵オックスフォード大学 マイケル・A・オズボーン准教授 研究論文

²⁶高等学校等就学支援金制度

²⁷平成 27 年度学校基本調査より

	キャリア・カウンセリング 高⑱ 仕事に関する様々な悩み・不安について、キャリアコンサルタント有資格者等が相談に応えます	産業振興課
	若年者向け就職支援事業 高⑱ 39歳以下の求職者を対象に、就職面接会や就職支援セミナーを実施します	産業振興課
	若者就職サポート事業 高⑱ 40歳未満の求職者を対象に、就活セミナー、企業・求人紹介、派遣前準備研修を経て、企業での1~2か月の就労体験の後、求職者・企業が合意すれば正社員として就職する事業を実施します	産業振興課
★	中学校卒業時における進路未決定者への支援 高 進路が決まらないまま中学校を卒業した生徒に対し、積極的な情報提供を行います	各中学校
★	高等学校との連携による中途退学の未然防止と中途退学者への支援 ④⑤⑱ 中学校と高等学校との情報交換や連携により、生徒指導の質を向上させるとともに高等学校中途退学の未然防止を図ります。また、高等学校中途退学者への支援の仕組みづくりを進めます	地域教育力推進課・各中学校

いたばし若者サポートステーション

就労に向けた意欲を持ちながらも、悩みや不安を持つ15歳から39歳までの方を対象に、様々な支援を通して働きたいという気持ちに寄り添い、就労に向けたサポートをしています。

【サポート内容】

◆スタッフ相談

不安や課題等に寄り添い、スタッフが一緒になって考えます。

◆キャリアカウンセリング

就職や進路についての悩み、面接対策や職務経歴書の書き方等、就労に関する専門的な相談に応じます。

◆就活こころ相談

就活や就労する上での不安に臨床心理士が寄り添い、アドバイスします。

◆保護者相談

高校中退、ニート・ひきこも状態にあるご家族をお持ちの方の不安・悩み、対応の仕方や今後について相談に応じます。

◆各種セミナー（ジョブトレーニング・就活セミナー・パソコン基礎講座等）

仕事をする上で必要なスキルや社会性が身につくセミナー等があります。

※いたばし若者サポートステーションは、厚生労働省の認定及び板橋区から委託を受けた委託事業者により運営されています。

目標Ⅲ 社会とのつながりを創ります

区立学校では、不登校の出現率が小学校・中学校ともに増加傾向にあり、全国平均・東京都平均を上回っています。不登校が長期化することは、登校に対する不安や嫌悪が増大するだけでなく、ひきこもりに発展する可能性をはらんでおり、将来に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

また、特別な支援を要する児童・生徒も増加傾向にあり、学校を取り巻く環境は個別の対応が必要な事案が増大し、家庭の不安感も高まりつつあります。

支援を要する子ども・若者の早期発見はもとより、顕在化していない要支援者をも支援につなぐことのできるような仕組みづくりを進めていきます。

また、一人ひとりへの対応が充実するよう学校・家庭・地域・専門機関等が緊密に連携した訪問をはじめとする支援体制を構築するとともに、安心して過ごせる居場所づくりや同じ悩みを抱えた人々が集い語り合える機会を充実させていきます。

※対象者：乳幼児…㉔、小学生…㉕、中学生…㉖、高校生（相当年齢の者を含む）…㉗、19歳以上…㉘ ★新規事業

社会とのつながりを創ります 支援を要する人の早期発見と安心できる居場所の提供や仲間づくりを進めます		担当課
不登校対策 ㉕㉖ 不登校改善重点校を指定し、児童・生徒への支援やその保護者との相談等に「家庭と子どもの支援員」等を活用して、学校と家庭で情報共有を図り、児童・生徒理解を深めるとともに、実態に即した対応をとります	指導室	
適応指導教室（板橋フレンドセンター） ㉕㉖ 登校することに不安感をもつ子どもの悩みや孤立感の解消を図るとともに体験活動を通して集団生活への適応力を高め、社会的自立を支援します	教育支援センター	
スクールソーシャルワーカーの配置 ㉕㉖ 区立小・中学校に在籍する児童・生徒の問題行動等（いじめ・不登校等）に対し、家庭訪問を実施したり、関連機関との連携を行いながら、その児童・生徒の置かれた環境に働きかけを行い、問題解決に向けて支援を行っていくためのスクールソーシャルワーカーを派遣します	教育支援センター	
i-youth（あい・ゆーず） ㉖㉗㉘ 中高生を中心とした若者世代が自由に使うことができるスペースを開放し、他の子ども・若者や支援者としての大人との交流を促進します	生涯学習課	
学びiプレイス ㉖㉗ 中学生及び高校生（相当年齢の者を含む）を対象に大学生等のボランティアが学習を支援し、苦手科目の克服や学習習慣の定着をめざします。また、進学意欲の醸成及び社会性や自己肯定感を高めるきっかけを提供します	生涯学習課	

	中高生勉強室 ㊥㊦ 地域のボランティアの協力のもと中高生の学習支援を行います。学力向上だけでなく、中高生の近未来の将来像をイメージできるよう進路等について考える機会を提供します	生涯学習課
	子どもなんでも相談 ㊦㊧㊨㊩ 18歳未満の児童とその保護者に対して、地域や家庭における子育てに関する悩みや不安、児童自身の悩みなどを解消するため、子育てに関するあらゆる相談に対応し、必要に応じて専門機関を紹介します	子ども家庭支援センター
	ひきこもり相談・ひきこもり家族教室 ㊥㊦㊱ ひきこもりの問題を抱えている家族もしくは本人に対して、児童精神科医師が相談を受け、早期支援につなげることにより、ひきこもりの孤立化や長期化、重症化を予防します	予防対策課
	子ども発達支援センター事業 ㊦㊧㊨ 発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児及び概ね15歳までの児童とその家族に対し、発達障がいに特化した専門相談窓口を設置することにより、本人及び保護者に対する発達障がいの早期発見、早期支援体制の充実を図ります	健康推進課
★	家庭教育支援チームの発足 ㊦㊧ 家庭教育に関する情報提供や悩みごとの相談相手など、地域に根差した身近な人材による日常的な支援を行う仕組みをつくりま	地域教育力推進課
★	区ホームページにおける若者相談機関等検索サイトの開設 ㊦㊱ 各種相談機関や交流イベント情報等を区ホームページにまとめ、様々な情報が取り出しやすい環境を整備します	地域教育力推進課
★	発達障がい者支援センター開設準備 ㊦㊱ 発達障がいのある人（16歳以上）またはその家族等に対し、相談等に応じ、ライフステージにあわせた支援体制を整備するため、平成32年度開設に向けて発達障がい者支援センターを整備し、自立と就労に向けた取組を実施します	障がい者福祉課
★	（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター開設準備 ㊦㊧㊨㊩ 18歳未満の児童及び家庭に対し、関係機関と連携し、切れ目のない一貫した支援体制を構築するため、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せもつ（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターの開設準備を行います（平成33年度開設予定）	児童相談所設置担当課
★	子ども・若者支援地域協議会の設置検討 ㊦㊧㊨㊩㊱ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、教育、福祉、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関等により構成する「子ども・若者支援地域協議会」の設置を検討します	地域教育力推進課・子ども政策課

目標Ⅳ 貧困対策を推進します

日本の子どもの貧困率は、平成27年には13.9%と、12年ぶりの改善が見られたものの、先進国の中では依然高い水準にあり、特に、「子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯」においては、50.8%の子どもが貧困状態にあるとされています。

保護者の経済的な困難等が、子どもの生活や健康、教育に影響を及ぼし、進学を諦めたり、職業の選択肢を狭めるなど、若者の将来の夢を摘み取ってしまうことが起こり得ます。

現に経済的困難を抱える家庭への支援を行うとともに、就学・進学に必要な費用の貸付や支援制度の積極的な情報提供など教育機会を保障することで子ども・若者の将来がその生まれ育った環境によって左右されることを防ぎ貧困が世代を超えて連鎖することを断ち切ります。

なお、平成25年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。区においては、保育・教育・保健・福祉など様々な分野が連携し、全庁的な調整を進め、子どもの貧困対策を一層強化し推進していくため、平成29年1月に「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」として対策を取りまとめました。

(「子どもの貧困への対応(詳細編)」59頁参照)

※対象者：乳幼児…㉠、小学生…㉡、中学生…㉢、高校生(相当年齢の者を含む)…㉣、19歳以上…㉤ ★新規事業

貧困対策を推進します		担当課
就学・進学に必要な費用の貸付・支援制度の積極的な情報提供と教育の機会を保障します		
学習支援事業「まなぶーす」 ㉡㉢㉣ 子どもの高校進学のための学習支援や居場所づくりをはじめ、進学後の中退防止・卒業に向けた継続的な支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います	板橋福祉事務所	
次世代育成支援 ㉡㉢㉣ 子どもがいる生活保護受給世帯に対して、高校受験対策講座等受講助成費、学習環境整備支援費(塾代)、大学等進学支援費(受験料)等を支給し、高校進学・卒業にむけた子どもの学習環境を整備します	板橋福祉事務所	
就学援助 ㉡㉢ 経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の援助を行います	学務課	

	ひとり親家庭自立支援給付金 幼 小 中 高 19 ひとり親家庭の就業を目的とした資格取得、学び直しを支援するため、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します	板橋福祉事務所
	母子及び父子福祉資金 幼 小 中 高 19 母子及び父子家庭の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行います	福祉部管理課
★	ひとり親家庭相談体制の充実 幼 小 中 高 19 現行の相談体制に係る情報提供を強化するとともに、ワンストップの相談体制、組織体制のあり方について検討します	子ども政策課
★	児童養護施設等退所者の支援のあり方検討 高 19 児童養護施設等を退所する際の支援のあり方について検討します	子ども政策課
★	関係機関、地域活動団体等の新たなネットワークの構築 幼 小 中 高 19 子どもの居場所づくり等、地域で活動する団体、関係機関等の状況を把握し、区民への情報提供を推進するとともに、関係機関等の新たなネットワークを構築します	子ども政策課

学習支援事業「まなぶーす」

板橋区学習支援事業（まなぶーす）では、ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭で学習環境に困りごとを抱えている子ども（概ね18歳未満）や保護者を対象に支援を行っています。

◆学習支援

勉強の仕方がわからない、授業についていけない、高校進学・卒業が難しい子ども等を対象に、一人ひとりの学力に応じて、勉強を教えています。

◆居場所支援

家庭、学校とは異なる「3つめの居場所」として過ごすことができます。学校や友達のこと、不安に感じていることをスタッフに相談し、一緒に考えることができます。

◆相談・訪問支援

子どもの学習や進路、就労に関する不安等を保護者と共有し、まなぶーすでできる支援や他の支援機関について情報提供し、解決に向けた具体的なご提案を行います。また、状況に応じてスタッフが自宅等に訪問することもできます。

目標・ライフステージ別マトリクス図

	乳幼児	小学生	中学生	高校生 (相当年齢を含む)	19歳以上	
無限の可能性を引き出します				i-youth 若者による事業検討会		
				ジュニアリーダー体験学習事業		
		青少年健全育成地区委員会活動事業				
				いきいき寺子屋プラン事業		
					ジュニアリーダー顧問会支援	
				青少年表彰		
			NEW	英語村		
				NEW	海外派遣	
			NEW	新学習指導要領による社会に開かれた教育課程の編成と実施		
				NEW	スポーツ先進馬場によるアスリートへの支援	
職業観・勤労観を醸成します				東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する若者の活躍の機会創出とレガシー活用の検討		
				NEW	子どもの夢を応援する仕組みの検討	
			NEW	スポーツや芸術等を通じた可能性発掘の仕組みの検討		
			キャリア教育・体験活動の充実			
					いたばし若者サポートステーション	
					キャリア・カウンセリング	
				若年者向け就職支援事業		
				若者就職サポート事業		
			NEW	中学校卒業時における進路未決定者への支援		
			NEW	中学校と高等学校との連携による中途退学の抑止と中途退学者支援		

	乳幼児	小学生	中学生	高校生 (相当年齢を含む)	19歳以上
社会とのつながりを創ります		不登校対策			
		適応指導教室（板橋フレンドセンター）			
		スクールソーシャルワーカーの配置			
			i-youth（あい・ゆーず）		
			学びiプレイス		
			中高生勉強室		
		子どもなんでも相談			
			ひきこもり相談・ひきこもり家族教室		
		子ども発達支援センター事業			
		NEW 家庭教育支援チームの発足			NEW 区ホームページでの若者相談機関総合検索サイトの開設
	NEW （仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター開設準備			NEW 発達障がい者支援センター開設準備	
	NEW 子ども・若者支援地域協議会の設置検討				
貧困対策を推進します		学習支援事業「まなぶーす」			
		次世代育成支援（高校受験対策講座等受講助成費・学習環境整備支援費・大学等進学支援費）			
		就学援助			
		ひとり親家庭自立支援給付金			
		母子及び父子福祉資金			
		NEW ひとり親家庭相談体制の充実			NEW 児童養護施設等退所者の支援のあり方検討
		NEW 関係機関・地域活動団体等の新たなネットワークの構築			

板橋フレンドセンター

様々な理由で学校に登校することができない区立学校在籍・区内在住の小学生（4年生以上）・中学生が学習活動やふれあい活動を通して集団生活への自信を取り戻し、再び登校できるようにサポートを行う板橋区教育委員会の施設です。

※小学生の通級は、4年生以上で、保護者の送迎が必要です。

※板橋フレンドセンターに通級する場合は、在籍校に手続きをとることで、出席日数として加算の対象になります。

【行っていること】

相談活動：適応指導員・家庭教育相談員・臨床心理士が対応します

学習活動（午前）：個別指導・グループ指導・自習など、通級している児童、生徒の状況に合わせて行います。

ふれあい活動（午後）：通級児童・生徒どうしの交流により社会的自立を促す活動です。

学校との連携：通級児童・生徒の学級担任と緊密に連絡をとり、指導に当たっています。

学校訪問：通級児童・生徒の在籍校を訪問し、情報交換をしています。

家庭訪問：在籍校より依頼があり、板橋フレンドセンターが必要と判断した場合に実施しています。

学び i プレイス

区内在住・在学の中学生・高校生（相当年齢を含む）を対象として、大学生のボランティア等による無料の勉強会を実施しています。また、勉強を教えるだけでなく、勉強方法や進路相談等にも応じています。年齢の近い大学生への相談は、進路や将来を考える機会となり、学習習慣の定着や進学意欲の醸成につながっています。

平成 29 年度時点では、区内 5 会場（まなぼーと大原・まなぼーと成増・教育支援センター・中央図書館・高島平図書館）において実施しています。

※学び i プレイスは、板橋区から委託を受けた事業者により運営されています。



第4章



計画の推進体制

4 計画の推進体制

進行管理の体制

■「子ども若者育成支援連絡調整会議」や「板橋区青少年問題協議会」「板橋区子ども・子育て会議」において、連携・調整を行い、総合的・効果的に施策を推進します。

区と家庭・学校・ 地域社会との相互の 連携

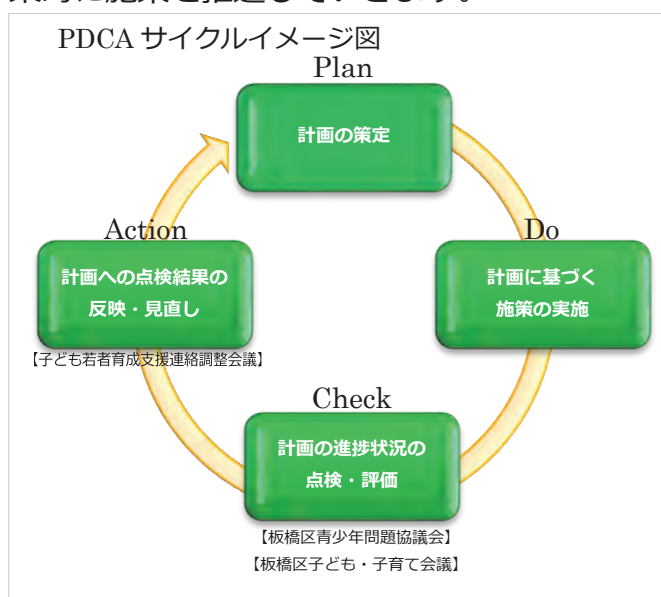
■課題を抱えている子ども・若者に対し、適切な支援につなげるため、区と家庭・学校・地域等が相互に連携し、すべての人が社会的自立・活躍する社会の実現を推進します。

第4章 計画の推進体制

本計画では、課題解決の状況を定量的かつ的確に明らかにする指標を定めることは困難であり、成果指標を設定していません。ただし、第二章で示す子ども・若者の現状についての数値データ等の推移を捉えた上で、計画の各種事業の進捗について、以下の方法により年度ごとに点検・公表していきます。

1 進行管理の体制

○教育、福祉、保健、産業等の関係各課で組織する「子ども若者育成支援連絡調整会議」において、事業の実施状況の把握や連携、連絡調整を図り、総合的・効果的に施策を推進していきます。



○公募委員、地域団体・関係機関等の代表及び学識経験者などで構成される「板橋区青少年問題協議会」及び「板橋区子ども・子育て会議」に対し、意見を求めていきます。

○当事者である子ども・若者の意見を積極的に聴取していきます。

○施策・事業の実施状況や効果などを検証するとともに、必要に応じて見直しや改善を図ります。

○効率的な庁内組織のあり方を検討します。

2 区と家庭・学校・地域社会との相互の連携

次代を担う子ども・若者の健やかな成長や自立に向け、課題を抱える子ども・若者を早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、家庭を中心として、区、学校、地域等がそれぞれの役割を果たすと同時に、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むことが重要となります。

連携・協働の仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワーク構築に向けた検討を進め、すべての人が社会的自立を果たし活躍する社会の実現を地域ぐるみで推進していきます。



板橋区青少年健全育成方針

板橋区では、青少年の健やかな成長の実現に向けて、「板橋区青少年健全育成方針」を定めています。4つの基本方針と、家庭・学校・地域のそれぞれが取り組む20のアクションプランで構成されています。

▶ 基本方針1 心のかようあたたかい家庭をつくろう

【家庭】では

- 毎日きちんとあいさつをしよう
- 早寝早起き朝ごはんなど子どもの生活リズムに気を配ろう
- 毎日子どもの話を聴く時間をもとう
- 家族で一緒に過ごす時間を大切にしよう
- 家事の分担や家庭のルールづくりに子どもを参加させよう

▶ 基本方針2 青少年の積極的な社会参加を促そう

【家庭】では

- 地域行事に家族で参加しよう

【地域】では

- 家族で楽しめる地域行事を実施しよう
- 子どもたちとともに将来に夢をもてるまちをつくろう
- 体験や交流を通じて子どもたちが学べる場を充実させよう

【家庭】【地域】【学校】では

- ボランティア活動に子どもと一緒に積極的に参加しよう

▶ 基本方針3 家庭・地域・学校のつながりを強めよう

【家庭】では

- 不安なことや心配なことは相談窓口を利用したり、学校に相談しよう
- 学校公開・学校行事・PTA活動に積極的に参加しよう

【地域】では

- 気がかりな子どもや家庭には手をさしのべよう

【家庭】【地域】【学校】では

- 子どもたちの豊かな心をはぐくむ教育を充実させよう
- 障がいや言葉・文化の違いを受け入れる意識をはぐくもう

▶ 基本方針4 安心・安全な社会づくりを進めよう

【家庭】では

- ゲームやスマートフォンなどの使用ルールを家族で話し合っ

【家庭】【地域】【学校】では

- 見守りのネットワークを充実させ、地域全体で子どもを見守って
- 子どもがSOSを発信しやすい環境をつくって
- 大人が手本となって、社会のルールやマナーを守る姿勢を示
- まちを知り、危険箇所や有害環境のない地域づくりを進め

第5章



資料編

5 資料編

子どもの貧困への対応（詳細編）
〈いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト〉

子ども・若者育成支援連絡調整会議設置要綱

子ども・若者育成支援推進法

子供・若者育成支援推進大綱（概要）

板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子供の貧困対策に関する大綱

相談機関一覧

策定経過

子どもの貧困への対応（詳細編）

1 背景

○ 国の動き

子どもの貧困を巡る社会的事情を背景に、平成 25 年 6 月、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）が制定されました。

国は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、実施する責務を有するとされています（法第 3 条）。平成 26 年 8 月には、法に基づいて「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることや、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することが謳われています。

○ 東京都の動き

都道府県は、政府の定めた大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとされています（法第 9 条）。

東京都では、貧困対策のみに係る計画を独自に定めることはしていませんが、子ども・子育て支援法 62 条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業計画等として策定された「東京都子供・子育て支援総合計画」（平成 27 年 3 月策定）において、「子供の貧困」が取り上げられています。

この計画では、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されずに個性や創造力を伸ばすなどといった上記大綱に通ずる基本理念のもと、「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり」「子供の成長段階に応じた支援の充実」などの目標が掲げられており、「出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)」「スクールソーシャルワーカー活用事業」などといった施策に取り組むものとされています。

2 板橋区の子どもの貧困対策

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされています（法第 4 条）。

板橋区では、子どもの貧困対策に関する実態・課題をふまえ、必要な施策事業を推進していきます。

(1) 子どもの貧困に関する課題・対策の方向性

子ども・若者の現状と課題（第2章）等をふまえ、子どもの貧困対策に取り組む上での課題・対策の方向性を次のとおり整理します。

○ 子ども

教育・学習支援の充実

幼児期の教育は生涯にわたる学習の基盤を形成するものです。質の高い幼児教育を受けることにより、その後の学力の向上や、将来の所得向上等につながるという海外の調査結果²⁸があります。また、授業が分からないと感じる子どもは、一般層に比して困窮層において多いという調査結果²⁹もあることから、質の高い教育の提供とともに、子どもの状況に応じた学習支援の充実が必要であると考えられます。

望ましい生活習慣の習得

基礎学力の定着、不登校・暴力行為等の問題行動、健康・体力の推進等は、子どもの生活習慣と深いかかわりがあることが指摘されています。また、生活困難の差が生活習慣に影響を及ぼしているとの調査結果³⁰もみられます。幼児期から望ましい生活習慣を身に付けていくことができるよう、取り組みを進めていく必要があります。

○ 家庭

家庭・生活等の支援

ひとり親世帯（特に母子世帯）の経済状況は厳しく、安心して子育てをしながら生活できる環境整備が必要となっています。このため、保育の確保や家庭の収入増に向けた就労支援の充実等を図る必要があります。また、子育て家庭の状況に配慮した相談体制の確立が重要となっています。

○ 地域

子ども・若者が安心して過ごせる居場所として、「あいキッズ」や児童館、「i-youth（あい・ゆーす）」のほか、近年は、地域のNPO等による「子ども食堂」などの取組も進められています。また、居場所事業への利用意向は、子どもの年齢層が高いほど関心が高く、一般層に比べ困窮層で高い、という調査結果

²⁸ ベリー就学前教育。1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの。就学前教育への参加は、将来の所得向上や生活保護受給率の低下につながる。就学前教育は、**認知的能力**（IQ）というよりも、**非認知的能力**（動機づけ、粘り強さ、自制心等）を高めることで長期的効果を持った可能性を示唆。

²⁹ 23頁：「授業の理解度」（東京都子供の生活実態調査）参照

³⁰ 23頁：「朝ごはんを食べる頻度」（東京都子供の生活実態調査）参照

³¹があります。居場所づくりや、地域活動の情報提供・連携を推進していくことが必要となっています。

○ 相談・支援体制

子育て家庭への支援制度等の認知度が十分でなく、不利用率が高いという実態³²があります。このため、分かりやすい情報提供とともに、アウトリーチ（訪問型支援）を含めた相談体制の強化を図り、確実に支援につなげていくしくみづくりを進めていく必要があります。

（2）板橋区の実践

- 板橋区では、平成 28 年に策定した「いたばしNo.1 実現プラン 2018」をはじめ、各個別計画（板橋区地域保健福祉計画、板橋区次世代育成推進行動計画、いたばし学び支援プラン 2018。以下「個別計画」という。）において、子どもの貧困対策を重点的に取り組むべき課題として位置付け、推進しています。

また、組織横断的な視点で切れ目なく施策を展開していくため、平成 28 年 8 月、子ども・子育て支援本部の下に「子どもの貧困対策連絡調整会議」を設置し、全庁的な情報共有及び検討・調整を進めることとしました。

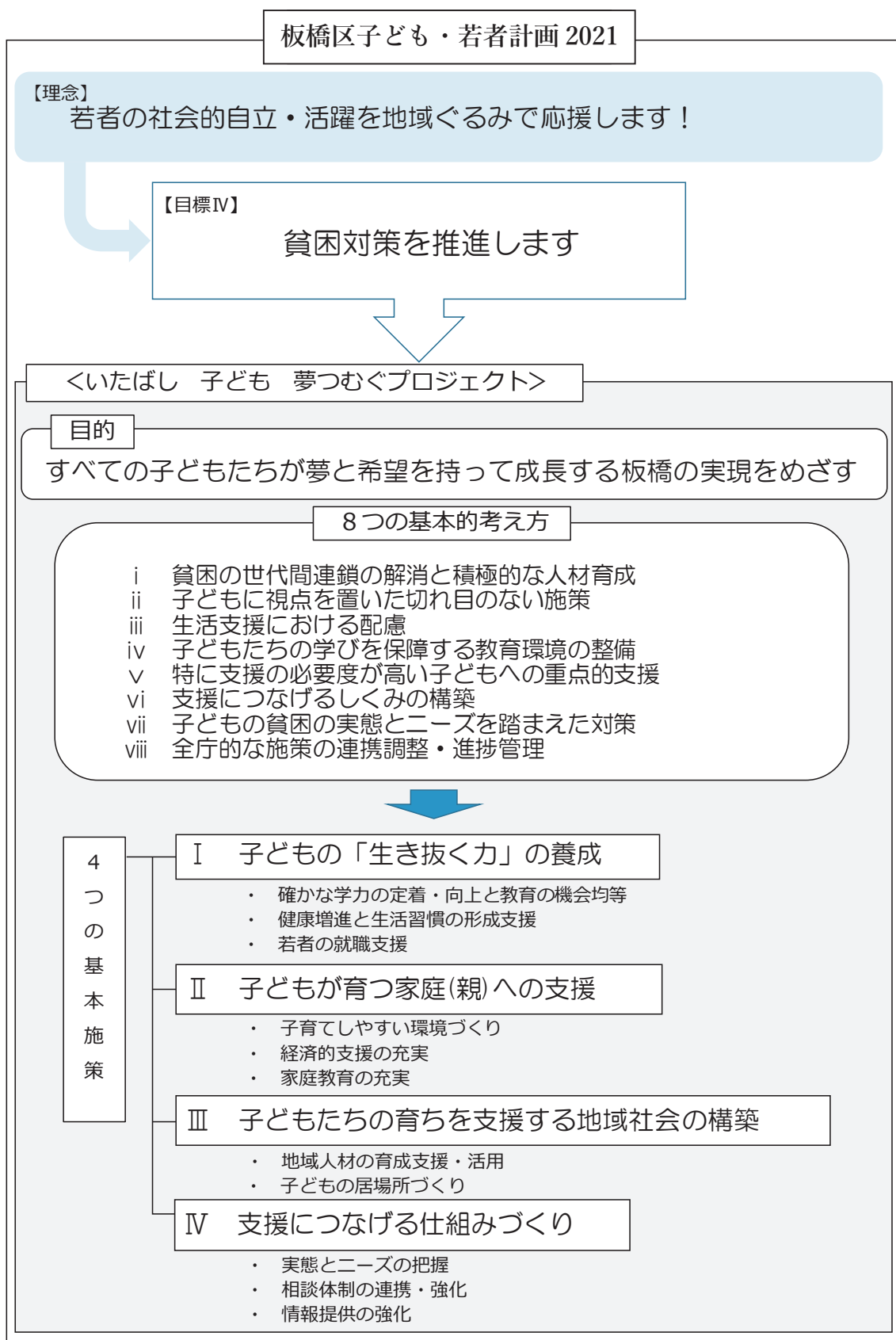
- 子どもの貧困対策を一層強化し、推進していくため、平成 29 年 1 月に「**いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト**」（以下「プロジェクト」という。）を策定し、施策事業を総合的・組織横断的に展開していくこととしました。

- 子どもの貧困対策は、基本として、一般的な子ども関連施策がベースとなるものであり、子どもの生育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが重要となっています。このため、プロジェクトは、子ども関連の個別計画との整合性を図るとともに、「板橋区子ども・若者計画 2021」において個別目標の一つとして改めて位置づけ、一体となって推進していくことで、より効果的な施策展開を図っていきます。また、継続的な実態把握に努め、施策の見直しや改善を図っていきます。

³¹ 平成 28 年度「東京都子供の生活実態調査」

³² 30 頁：「各種制度の認知度と利用状況等」（平成 29 年度「板橋区ひとり親家庭等生活実態調査」）

施策体系図



<いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト>

1 目的

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないように、質の高い教育環境の整備、生活の支援等を総合的に推進し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長する板橋の実現をめざします。

2 対象

出生前から20歳未満の子どもとその家庭（保護者）を対象とします。ただし、一部の施策については、20歳以上の大学等在学者も対象とします。

3 基本的な考え方

子どもの貧困は、保護者の経済的な困難等が子どもの生活・健康・教育などへ様々な影響を及ぼし、将来的な雇用・所得格差を生み出す結果、世代を超えて貧困が連鎖していくという複雑で根深い問題です。したがって、子どもの貧困対策は、現に経済的な困難を抱えている家庭に対して経済的な支援をするだけでは十分とは言えず、子どもが将来貧困に陥ることのないように、多面的な視点から予防を図っていくことも必要となってきます。

こうした子どもの貧困の背景と課題、法、大綱、板橋区基本計画2025、個別計画における子どもの貧困問題の位置づけなどを踏まえ、子どもの貧困対策の推進にあたっては、以下の8つの基本的な考え方を基に取り組んでいきます。

i 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成

貧困の世代間連鎖を断ち切ることをめざすとともに、板橋区の将来を支える積極的な人材育成策として取り組みます。

ii 子どもに視点を置いた切れ目のない施策

第一に子どもに視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点をふまえ、妊娠・出産期から子ども・若者の成長段階に応じて、切れ目なく必要な施策を実施していきます。

iii 生活支援における配慮

貧困の状況にある子どもについては、社会的な孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、子ども・保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等に配慮して対策に取り組みます。

iv 子どもたちの学びを保障する教育環境の整備

全ての子どもたちの学びの機会を確保するとともに、家庭の経済状況にかかわらず、就学前から発達段階に応じた質の高い教育を受けられる環境の整備を進めます。

v 特に支援の必要度が高い子どもへの重点的支援

児童養護施設等に入所している子どもや生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもなど支援の必要度の高い子どもに対して優先的に施策を講じていきます。

vi 支援につなげるしくみの構築

支援を必要とする子ども・家庭が行政の窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供やアウトリーチの実施など相談体制の強化を図ります。

また、地域の子どもは地域で育てるという考えのもと、地域と区が様々な分野で連携・協働して取組を進めていきます。

vii 子どもの貧困の実態とニーズを踏まえた対策

子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいといわれています。取り組みにあたっては、子どもの貧困の実態を適切に把握し、実態をふまえた施策の推進に努めます。

viii 全庁的な施策の連携調整・進捗管理

子どもの貧困は経済的な問題だけではなく、様々な要因が複雑に絡み合って発生している問題です。保育、教育、保健、福祉など様々な分野が連携し、組織横断的な視点で切れ目なく施策を展開していきます。

また、指標を設定し、その動向に基づいて、施策の実施状況や効果等を検証・評価し、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。

4 施策体系

法により各地方公共団体が必要な措置を講ずるものとされている支援の区分（「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」）及び前述の課題・基本的な考え方をふまえ、4つの基本施策を定めるとともに、基本施策の下に、関連事業を位置づけ、総合的に推進していきます。

※基本施策ごとに指標を設定（指標一覧は68頁）

※施策体系図：62頁、関連事業：69頁参照

基本施策Ⅰ 子どもの「生き抜く力」の養成

子どもたちの基礎的学力を向上させ、生涯にわたる学習の基礎となる「生き抜く力」を身に付けさせます。

(施策の概要)

○ 確かな学力の定着・向上と教育の機会均等

学習支援事業「まなぶーす」、「中高生勉強会」を拡充するとともに、不登校などで子どもの教育機会が失われないように、スクールソーシャルワーカーを拡充して、学習環境を整えます。また、学校・教育委員会・区長部局の連携を強化し、学習支援に係る情報提供・支援の充実を図ることにより、進学意欲・学力の向上など児童生徒が将来に向けた希望や方向性を見出す一助とします。

○ 幼児教育の充実

保幼小中の連携の充実、小学校・中学校入学前に身につけたい生活習慣チェックシートの活用等、幼児教育の充実や望ましい生活習慣の習得等を図ることにより、子どもの成長の基盤づくりを強化します。

○ 支援の緊急度が高い子ども・若者への支援

支援の緊急度が高い、児童養護施設等の退所児童等の生活実態を把握し、支援のあり方について検討を行っていきます。

(指標)

- 「1 自分の子どもの現実的な進学段階が理想を下回る理由を問う質問に対し、『家庭に経済的な余裕がないから』と回答した保護者の割合」
- 「2 『自分には、よいところがあると思いますか』との質問に対し、『当てはまる』又は『どちらかといえば当てはまる』と回答した児童・生徒の割合」
- 「3 『小学校・中学校入学前に身につけたい生活習慣』チェックシートの活用率」
- 「4 区立小学校の定期歯科健診(小学1年生)で未処置のむし歯がある子どもの割合」
- 「5 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率」
- 「6 いたばし若者サポートステーションの利用者数」
- 「10 学習支援事業『まなぶーす』及び中高生勉強会事業『学びiプレイス』の定員数」

基本施策Ⅱ 子どもが育つ家庭（親）への支援

共働きやひとり親世帯の増加といった家庭形態の変容や相対的貧困率の上昇から余裕のない家庭が増えています。課題を抱え、自ら学びの場や相談の場に出向くことが難しい保護者への支援を通して、子どもたちの育ちを支えます。

(施策の概要)

○ 子育てしやすい環境づくり

教育・保育環境の整備を進めるとともに、ひとり親家庭の相談体制の充実を図るなど、子育てしやすい環境づくりを推進します。

○ 経済的支援の充実

母子・父子福祉資金、女性福祉資金、被保護者自立支援事業の次世代育成支援、ひとり親自立支援給付金、養育費に関する相談支援など、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

○ 家庭教育の充実

「家庭教育支援チーム」の創設、家庭学習の手引きの作成等、家庭教育の支援充実を図り、子どもの育ちを支えます。

(指標)

- 「7 ひとり親家庭自立支援給付金受講修了者の就労率」
- 「8 教育・保育施設、地域型保育事業における待機児数」
- 「9 あいキッズ利用者アンケート調査の満足度」

基本施策Ⅲ 子どもたちの育ちを支援する地域社会の構築

地域の子どもは地域で育てるという考えのもと、地域と区が様々な分野で連携・協働して取り組む必要があります。

子どもたちが家庭や学校以外でも、安心して学校や友達、将来のことなどを相談し語りあえる居場所づくりを進めます。

(施策の概要)

○ 地域人材の育成支援・活用

学校支援地域本部事業の推進、子育て支援員の活動支援、地域の多様な子育て支援活動の状況把握等を進めるなど、地域人材の育成支援・活用により、地域ぐるみで子どもの成長を支えるしくみを構築します。

○ 子どもの居場所づくり

あいキッズ事業・児童館事業の推進、地域の子ども食堂や学習支援事業との連携など、地域における子どもの居場所づくりを推進します。

○ 地域との連携、ネットワーク化の検討

地域活動団体の状況を把握し、区民への情報提供を推進するとともに、関係機関、地域活動団体等のネットワーク化を検討していきます。

(指標)

- 「9 あいキッズ利用者アンケート調査の満足度」
- 「10 学習支援事業『まなぶーす』及び中高生勉強会事業『学びiプレイス』の定員数」

基本施策Ⅳ 支援につなげるしくみづくり

子どもに関連するすべての主体相互の連携・協力を進めるとともに、支援を必要とする家庭が行政の窓口で確実につながるよう、アウトリーチ（訪問支援）を含めた相談体制の充実、情報提供の強化を図ります。

(施策の概要)○ **実態とニーズの把握**

実態調査や関係機関のヒアリング等を実施し、子どもや子育て家庭の生活状況等やニーズの把握に努め、効果的な施策事業の展開につなげます。

○ **相談体制の連携・強化**

支援を必要とする家庭が行政の窓口で確実につながるよう、「いたばし版ネウボラ」の効果的な実施をはじめ、学校・児童館・福祉事務所・子ども家庭支援センターや民生・児童委員、町会・自治会、NPO・ボランティア団体等、多様な関係機関相互の連携強化を図ります。

また、(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターの設置にあたり、板橋区の児童相談行政のあり方について検討を行い、切れ目のない一貫した支援体制の構築をめざします。

○ **情報提供の強化**

区のホームページやリーフレット等の情報提供のあり方について見直しを行い、各種相談窓口や支援制度のさらなる周知に努めていきます。

(指標)

- 「11 スクールソーシャルワーカーの配置人数」
- 「12 虐待通告受理後の対応における終結率」
- 「13 区ホームページ『いたばし子育て情報サイト』へのアクセス数」

■ 子どもの貧困対策 成果指標

計画の達成度を評価するため、計画期間（平成 29 年度～33 年度）を通じた成果指標を設定します。「板橋区基本計画 2025」「次世代育成推進行動計画いたばし子ども未来応援宣言 2025」と共通の成果指標としているものもあります。

	指標名	目標	概要	直近値
1	自分の子どもの現実的な進学段階が理想を下回る理由を問う質問に対し、「家庭に経済的な余裕がないから」と回答した保護者の割合	↓	経済的理由で進学を断念する家庭の状況を把握する指標 (板橋区ひとり親家庭等生活実態調査)	33.2% (H29 年度)
2	「自分には、よいところがあると思いますか」との質問に対し、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合	↑	小・中学校の児童・生徒の自己肯定感を把握する指標	小学校 75.6% 中学校 71.0% (H28 年度)
3	「小学校・中学校入学前に身につけたい生活習慣」チェックシートの活用率	↑	基本的な生活習慣の習得・改善に取り組む家庭の状況を把握する指標	47.0% (H28 年度)
4	区立小学校の定期歯科健診（小学 1 年生）で未処置のむし歯がある子どもの割合	↓	歯磨きをはじめ、社会生活を送る上で必要な生活習慣が保護者を通じて子に身につけているか等、子どもの成育環境を示す指標	16.37% (H28 年度)
5	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	↓	将来の選択を狭め、不安定就労・失業につながる可能性のある高等学校中退の状況を把握する指標	2.1% (H28 年)
6	いたばし若者サポートステーションの利用者数	↑	若者に対する就職支援の推進状況を把握する指標	延 2,243 人 (H28 年度)
7	ひとり親家庭自立支援給付金受講修了者の就労率	→	ひとり親家庭の経済的自立の状況を把握する指標	100% (H27 年度)
8	教育・保育施設、地域型保育事業における待機児数	↓	働きながらも子育てできる環境整備の進捗状況を示す指標	376 人 (H28 年度)
9	あいキッズ利用者アンケート調査の満足度	↑	地域による子どもの健全育成の推進状況を把握する指標	86.4% (H28 年度)
10	学習支援事業「まなぶーす」及び中高生勉強会事業「学び i プレイス」の定員数	↑	子どもの居場所づくりの推進状況を把握する指標	200 人 (H29 年度)
11	スクールソーシャルワーカーの配置人数	↑	学校をプラットフォームとする相談支援体制の推進状況を把握する指標	6 人 (H29 年度)
12	虐待通告受理後の対応における終結率	↑	児童虐待に対する対応状況を把握する指標	40.8% (H26 年度)
13	区ホームページ「いたばし子育て情報サイト」へのアクセス数	↑	子育て支援につながる情報提供の浸透度を図る指標	100,292 件 (H28 年度)

■ 「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」(子どもの貧困対策) 一覧 (平成 29 年度)

I 子どもの「生き抜く力」の養成			
確かな学力の定着・向上と教育の機会均等			
「板橋区 授業スタンダード」の全校実施	指導室	板橋区版「英語」の開設・中学生海外派遣事業の実施	生涯学習課・教育総務課
フィードバック学習教材の整備・拡充	指導室	小学校における英語教育の充実	教育支援センター
フィードバック学習教材・補助教材及び補助教材を活用した補修教室や個別学習の充実	指導室・地域教育力推進課・生涯学習課	「学びのエリア」を生かした小中一貫教育の推進	教育支援センター
放課後・長期休業中の補習教室の実施	指導室	保幼小中連携教育の推進	指導室
学習指導講師の活用	指導室	アントレプレナーシップ教育の導入・推進	指導室
「研究と研修の一体化」による学校力・授業力の向上	教育支援センター	板橋区立学校学級安定化対策事業(アセスメント)の実施	指導室
「板橋アカデミー」の開設・運営	教育支援センター	不登校改善重点校事業	指導室
未就園児の保育	学務課	不登校対策特別委員会の設置	指導室
就学前の子どもたちへの読書活動の推進	中央図書館	板橋フレンドセンターの運営	教育支援センター
教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携	保育サービス課	各学校における「学校いじめ未然防止等基本方針」による取組	指導室
子ども読書活動推進計画に基づく読書の機会拡大	中央図書館	「学びプレイス(中高生勉強会)」の実施・推進	生涯学習課
授業用ICT機器の整備・活用	教育支援センター	学習支援事業「まなぶ一歩」	板橋福祉事務所
デジタル教科書の整備・活用	教育支援センター	板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」の推進	地域教育力推進課
健康増進と生活習慣の形成支援			
「小学校・中学校入学前に身につけた生活習慣」チェックシートの配布・活用	地域教育力推進課	妊婦・出産ナビゲーション事業(いたばし版ネッポ)	健康推進課
「スマートフォン・携帯電話を扱うためのルール」の配布・活用	地域教育力推進課	乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問、こどもには赤ちゃん訪問)	健康推進課
子どもの健康づくり事業	教育支援センター	乳幼児健康診査(1.6歳、3歳の歯科健康診査含む)	健康推進課・健康福祉センター
出張歯みがき指導	健康福祉センター	4・5歳児健康診査	健康福祉センター
防衛体力の向上に向けた健康教育・食育の推進と啓発	指導室・学務課	保育園・幼稚園児の健康診査	保育サービス課・学務課
食育の推進	健康推進課	就学時健康診断	学務課
中学生の健康支援	健康推進課	小中学校の各種検診	学務課
保育所等での食事の提供・栄養管理	保育サービス課	中学生と乳幼児親子のふれあい事業	子ども政策課
子ども食堂・学習支援事業等を行っている地域活動の状況把握・情報提供	子ども政策課		
若者の就職支援			
生活困窮者自立支援法に基づく就労支援事業(自立相談支援、住宅確保給付金、就労準備支援)	板橋福祉事務所	いたばし若者サポートステーション	産業振興課
被保護者就労支援プログラムに基づく就労支援	福祉事務所		
II 子どもが育つ家庭(親)への支援			
子育てしやすい環境づくり			
保育施設の整備	子育て支援施設課、保育サービス課	板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」の推進(再掲)	地域教育力推進課
延長保育	保育サービス課	生活困窮者自立支援法に基づく就労支援事業(自立相談支援、住宅確保給付金、就労準備支援)[再掲]	板橋福祉事務所
病児・病後児保育一時預かり	保育サービス課	被保護者就労支援プログラムに基づく就労支援(再掲)	福祉事務所
ショートステイ/フライトステイ事業	子ども家庭支援センター	ひとり親家庭就労支援プログラムに基づく就労支援	福祉事務所
乳児ショートステイ事業	子ども家庭支援センター	育児支援ヘルプ派遣	子ども家庭支援センター
ファミリーサポートセンター事業	子ども家庭支援センター	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	子ども政策課、福祉事務所
		児童館乳幼児子育て支援事業	子ども政策課
経済的支援の充実			
母子及び父子福祉資金の貸付	福祉部管理課	母子生活支援施設の充実	子ども政策課
ひとり親家庭自立支援給付金(ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等訓練促進給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)	福祉事務所	寡婦(夫)控除のみなし適用	保育サービス課等
女性福祉資金	福祉部管理課	家賃等債務保証支援事業	住宅政策課
被保護者自立支援事業の次世代育成支援(高校受験対策、塾代支給等)	福祉事務所	ひとり親家庭休業ホーム	子ども政策課、福祉事務所
要・準要保護児童・生徒の保護者に対する就学援助	学務課	入院助産	子ども政策課、福祉事務所
認証保育所等保育料助成事業	保育サービス課	保健指導票	健康推進課
私立幼稚園奨励費補助金	学務課	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉部管理課
私立幼稚園等保護者負担軽減補助金	学務課	特別支援教育就学奨励費	学務課
実費徴収に係る補正給付を行う事業	保育サービス課、学務課	ひとり親家庭医療費助成	子ども政策課
保育園保育料の免除・減額	保育サービス課	奨学金	福祉部管理課
幼稚園の多子軽減の拡充	学務課		
家庭教育の充実			
年齢別の親学講座の実施	生涯学習課	家庭学習の手引きの作成	指導室
「家庭教育支援チーム」の創設検討	地域教育力推進課		
III 子どもたちの育ちを支える地域社会の構築			
地域人材の育成支援・活用			
学校支援地域本部事業の推進	地域教育力推進課	地域人材育成の支援	教育支援センター、地域教育力推進課、生涯学習課
いきいき子育てプラン事業	地域教育力推進課	板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」の推進(再掲)	地域教育力推進課
子育て支援員の活動支援	子ども家庭支援センター	「家庭教育支援チーム」の創設検討(再掲)	地域教育力推進課
板橋区版コミュニティ・スクールの導入検討	地域教育力推進課、指導室	子ども食堂・学習支援事業等を行っている地域活動の状況把握・情報提供(再掲)	子ども政策課
子どもの居場所づくり			
「学びプレイス(中高生勉強会)」の実施・推進(再掲)	生涯学習課	学習支援事業「まなぶ一歩」(再掲)	板橋福祉事務所
IV 支援につなげるしくみづくり			
実態とニーズの把握			
ひとり親家庭実態調査の実施	子ども政策課		
相談体制の連携・強化			
ひとり親臨時相談窓口の設置	子ども政策課、福祉部管理課、福祉事務所	生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業	板橋福祉事務所
ひきこもり相談	予防対策課	生活困窮者自立支援法に基づく就労支援事業(自立相談支援、住宅確保給付金、就労準備支援)[再掲]	板橋福祉事務所
ひきこもり家庭教室	予防対策課	子どもなんでも相談	子ども家庭支援センター
いたばし子育てCNAWの充実	保育サービス課	母子・父子自立支援員による相談支援	福祉事務所
子育て相談メール	子ども政策課	教育相談の充実	教育支援センター
スクールソーシャルワーカーの拡充・活用	教育支援センター	スクールカウンセラーの活用	教育支援センター
虐待の防止			
虐待防止支援訪問事業	子ども家庭支援センター	親プログラム	子ども家庭支援センター
養育支援訪問事業	子ども家庭支援センター	精神科医による虐待専門相談	子ども家庭支援センター
児童虐待防止ケアシステム研修会	子ども家庭支援センター	見守りサポート事業	子ども家庭支援センター
児童虐待相談	子ども家庭支援センター	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援センター
情報提供の強化			
子育てナビアプリの構築	子ども政策課	ホームページ・通知文・リーフレット類の見直し	子ども政策課

子ども・若者育成支援連絡調整会議設置要領

(平成 28 年 8 月 23 日 教育長決定)

(設置)

第 1 条 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年 7 月 8 日法律第 71 号）第 9 条 2 項に基づく「板橋区子ども・若者計画」を策定するにあたり、必要な事項について協議するとともに関係各課の連携を強化し、子ども若者育成支援施策の一層の推進を図るため、子ども・若者育成支援連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 子ども・若者に関わる施策・事業について
- (2) 板橋区子ども・若者計画の策定について
- (3) その他必要とする事項について

(構成)

第 3 条 調整会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、地域教育力担当部長の職にある者とする。
- 3 副座長は、子ども家庭部長の職にある者とする。
- 4 委員は、別表に掲げるものとする。
- 5 調整会議の協議内容に応じて、座長が必要と認める場合は、臨時に別表に掲げる者以外の者を臨時委員とすることができる。

(調整会議の運営)

第 4 条 検討会は、座長が招集し主宰する。

- 2 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

(庶務)

第 5 条 調整会議の庶務は、教育委員会事務局地域教育力推進課及び子ども家庭部子ども政策課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

(附則)

この要領は、平成 28 年 8 月 23 日から施行する。

別表（第3条関係）

子ども・若者育成支援連絡調整会議 構成

		座長：地域教育力担当部長
		副座長：子ども家庭部長
1	政策経営部	政策企画課長
2		財政課長
3	危機管理室	防災危機管理課長
4	区民文化部	地域振興課長
5	産業経済部	産業振興課長
6	健康生きがい部	健康推進課長
7		予防対策課長
8		板橋健康福祉センター所長
9	福祉部	福祉部管理課長
10		障がい者福祉課長
11		板橋福祉事務所長
12	子ども家庭部	子ども政策課長
13		保育サービス課長
14		子ども家庭支援センター所長
15	教育委員会事務局	教育総務課長
16		指導室長
17		生涯学習課長
18		地域教育力推進課長
19		教育支援センター所長

子ども・若者育成支援推進法
(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援
(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（人材の養成等）

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子ども・若者支援地域協議会）

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等によ

り構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長

- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

子ども・若者育成支援推進法について

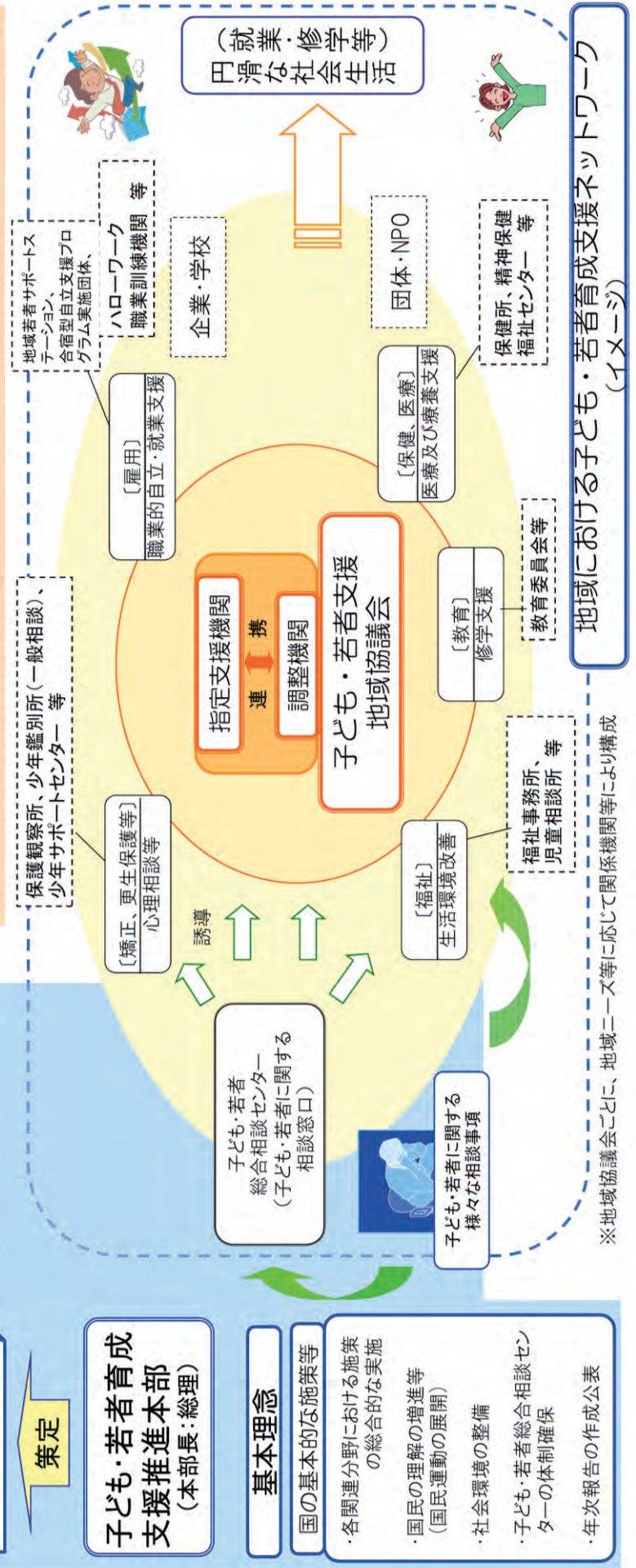
H22.4.1 施行

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・関係機関等：各種支援の実施
 - 〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導、医療、療養、生活環境改善〕
 - 〔修学・就業、知識技能の習得等の支援〕
- ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等間の連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

子ども・若者育成支援推進法を推進するための枠組みづくり

〔国〕

〔地方公共団体〕

都道府県、市町村 子ども・若者計画 (努力義務)

勸案

策定

子ども・若者育成支援推進本部 (本部長：総理)

基本理念

国の基本的な施策等

- ・各関連分野における施策の総合的な実施
- ・国民の理解の増進等 (国民運動の展開)
- ・社会環境の整備
- ・子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・年次報告の作成公表

子供・若者育成支援推進大綱（概要）

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

- 全ての子供・若者が自尊心や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。
- 全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

現状と課題

- 【 家 庭 】
 - ・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
 - ・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
 - ・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要
- 【 地 域 社 会 】
 - ・地域におけるつながりの希薄化の懸念
 - ・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 【 情 報 通 信 環 境 】
 - ・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
 - ・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- 【 雇 用 】
 - ・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
 - ・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの

【課題の複合性、複雑性】 困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

- ・年齢階層で適切にされない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
 - ① 日常生活能力の習得
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ② 学力の向上 ③ 大学教育等の充実
 - (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
 - ① 健康教育の推進と健康の確保・増進等
 - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
 - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
 - ② 子供・若者に関する相談体制の充実
 - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
 - ・子ども・若者総合相談センターの充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ③ 被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ① 職業能力・意欲の習得 ② 就労等支援の充実
 - (4) 社会形成への参画支援

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等
 - (2) 困難な状況ごとの取組
 - ① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
 - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
 - ② 障害等のある子供・若者の支援
 - ③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
 - ④ 子供の貧困問題への対応
 - ・国民運動の取組の展開、充実 等
 - ⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
 - ① 児童虐待防止対策
 - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
 - ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ① 保護者等への積極的な支援
 - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・放課後子ども総合プランの推進
 - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
 - (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・教育、医療・保健・福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有
- (2) 広報啓発等
- (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
 - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・内閣総理大臣表彰の創設

板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

(平成25年5月14日区長決定)

(平成27年7月 3日一部改正)

(平成28年4月 1日一部改正)

(平成28年8月 8日一部改正)

(平成29年3月10日一部改正)

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）に基づく家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育て関係者に係る子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）を総合的かつ効果的に推進し、及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第3条並びに子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条に定める基本理念に則り実施する支援（以下それぞれ「次世代育成支援」及び「子どもの貧困対策」という。）を推進するため、板橋区子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、支援本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、別表第1に掲げるところによる。
- (6) 前項の規定にかかわらず、本部長は特定の本部員により支援本部会議を開催することができる。

(所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の策定並びに修正に関すること。
 - (2) 子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る諸施策の協議並びに推進に関すること。
 - (3) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進の総合調整に関すること。
 - (4) その他子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る重要な事項に関すること。
- 2 次に掲げる場合については、別に定める板橋区子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。
- (1) 法第31条第2項の規定により、法第27条第1項に定める特定教育・保育施設

の利用定員を定めるとき。

(2) 法第43条第3項の規定により、同項に定める特定地域型保育事業の利用定員を定めるとき。

(3) 法第61条第7項の規定により、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更するとき。

3 子ども・子育て支援及び次世代育成支援の推進にあたっては、必要に応じ、板橋区子ども・子育て会議の意見を聴き、又は助言を得るものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を支援本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進)

第5条 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の実施については、板橋区組織規則で定める部並びに教育委員会事務局で行うこととする。

(連絡調整会議)

第6条 支援本部の円滑な運営を図るため、支援本部に連絡調整会議を設置する。

2 子ども・子育て支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第2に掲げるところによる。

3 次世代育成支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第3に掲げるところによる。

4 子どもの貧困対策に係る連絡調整会議の構成員は別表第4に掲げるところによる。

5 前項の会議に、座長及び幹事課長を置く。

6 前項の座長は、子ども家庭部長をもって充てる。

7 第5項の幹事課長は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 福祉部管理課長

(2) 子ども政策課長

(3) 教育総務課長

8 連絡調整会議の開催に際し、必要なときは構成員以外の関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。

9 連絡調整会議には、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 支援本部及び連絡調整会議の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

(板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱の廃止)

2 板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱(平成16年5月10日区長決

定、同日施行)及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱(平成25年5月14日区長決定、同日施行)は、この要綱の一部改正施行と同時に廃止する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。(組織改正)

付 則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

(別表第1) 子ども・子育て支援本部本部員(第2条関係)

教育長
政策経営部長
技術担当部長
総務部長
危機管理室長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
資源環境部長
都市整備部長
土木部長
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長

(別表第2) 子ども・子育て支援連絡調整会議(第6条関係)

政策企画課長
財政課長
人事課長
健康推進課長
子ども政策課長
保育サービス課長
子育て支援施設課長
子ども家庭支援センター所長
教育総務課長
学務課長
地域教育力推進課長

(別表第3) 次世代育成支援連絡調整会議 (第6条関係)

政策企画課長
財政課長
人事課長
男女社会参画課長
スポーツ振興課長
産業振興課長
健康推進課長
福祉部管理課長
障がい者福祉課長
子ども政策課長
保育サービス課長
子育て支援施設課長
子ども家庭支援センター所長
教育総務課長
学務課長
生涯学習課長
指導室長
地域教育力推進課長

(別表第4) 子どもの貧困対策連絡調整会議 (第6条関係)

子ども家庭部長
政策企画課長
経営改革推進課長
財政課長
地域振興課長
産業振興課長
健康推進課長
福祉部管理課長
板橋福祉事務所長
子ども政策課長
子ども家庭支援センター所長
教育総務課長
学務課長
指導室長
生涯学習課長
地域教育力推進課長
教育支援センター所長

子どもの貧困対策の推進に関する法律
(平成二十五年六月二十六日号外法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二六年一月政令四号により、平成二六・一・一七から施行]

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[以下略]

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

[以下略]

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していきける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
 - 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
 - 子供の貧困の実態を踏まえ、対策を推進する。
- など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の
高等学校等進学率 90.8%
（平成25年）
- スクールソーシャルワーカーの
配置人数 1,008人
（平成25年度）
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率：80.6%
（正規39.4% 非正規47.4%）
- ・父子家庭の就業率：91.3%
（正規67.2% 非正規8.0%）
- 子供の貧困率 16.3%（平成24年）
など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

- ＜教育の支援＞
- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
 - 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
 - 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
 - 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援など

- ＜生活の支援＞
- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
 - 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
 - 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
 - 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していきける
社会の
実現

- ＜保護者に対する就労の支援＞
- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
 - 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
 - 保護者の学び直しの支援
 - 在宅就業に関する支援の推進
- ＜子供の貧困に関する調査研究等＞
- 子供の貧困の実態把握
 - 子供の貧困に関する新たな指標の開発
 - 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

- ＜経済的支援＞
- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
 - ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
 - 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
 - 養育費の確保に関する支援など
- ＜施策の推進体制等＞
- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
 - 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
 - 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開など

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えるものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年) ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置率 1,008人 (平成25年度) /
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)
(毎年度の進捗時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子) (平成25年度実績)
(無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち一人の貧困率 54.6% (平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

相談機関一覧

○子育てに関する相談

自治体	主管	事業名	電話番号	概要
区	子ども家庭支援センター	子どもなんでも相談	(3579)2656	子育てに関するあらゆる相談に対応し、必要に応じて専門機関を紹介
		児童虐待相談	(3579)2658	児童虐待についての通告窓口
都	北児童相談所		(3913)5421	児童福祉士、児童心理司、医師等の専門スタッフによる子どもに関する相談や緊急の虐待相談窓口
区	福祉部管理課	民生委員・児童委員 主任児童委員	(3579)2352	子どもを巡るさまざまな問題についての地域の身近な相談相手
区	子ども政策課	CAP'S 児童館 ³³ 相談事業	各児童館	児童と保護者を対象に子育てや日常生活の疑問や不安に関する相談
		子育て相談エール	大山東,上板橋, 清水,なります, はすのみ ³⁴	乳幼児の保護者を対象に、専任相談員による子育て相談
		ほっとサロン	高島平児童館 (3979)3894 西徳児童館 (3936)2409 南板橋児童館 (3963) 4518	お子さんの発達や気になる保護者の不安を緩和するために専任相談員を配置
区	子ども家庭支援センター	子育て出張相談	区内イオン 2店舗	イオン店舗の赤ちゃんの駅内において職員による子育て出張相談
区	子ども発達支援センター		(5917)0905	発達に気がかりのある子どもについて相談
都	東京都児童相談センター	子供の権利擁護 専門相談事業	0120 (874)374	「いじめ」「体罰」「虐待」などから子どもの権利を守るための相談窓口

³³ CAP'S 児童館：平成 28 年度から児童館は、子育て応援児童館 CAP 'S (キャップス・Children And Parents' Station) としてリニューアルしました。なお、児童福祉法上の児童館としての位置付けは変更しないため、条例上の正式名称は「児童館」です。

³⁴ CAP 'S 大山東児童館 (3579)6767、CAP 'S 上板橋児童館 (3933)6970、CAP 'S 清水児童館 (3963)3313、CAP 'S なります児童館 (3939)6502、CAP 'S はすのみ児童館 (3934)5980

○教育に関する相談

自治体	主管	事業名	電話番号	概要
区	教育支援センター	教育総合相談	(3579)2199	学級の運営等への対応や教職員に対する意見等教育上の様々なことに関する相談
		特別支援教育相談	(3579)2198	特別支援学級、特別支援教室、及び都立の特別支援学校についての相談
		心理・言語相談	(3579)2197	成長過程で生じる悩みや言葉や発達の問題について臨床心理士・言語聴覚士等による相談対応
		いじめ110番	(3964)1370	小中学校で発生するいじめ問題に関する相談
都	東京都教育相談センター	教育相談一般	(3360)8008	子育て、子どもの性格や行動、学校生活などに関する相談
		青少年リスタートプレイス	(3360)4192	高校未就学、中途退学等の子どもと、その保護者への支援

○不登校・ひきこもりに関する相談

自治体	主管	事業名	電話番号	概要
区	教育支援センター	適応指導教室（板橋フレンドセンター）	(3961)2500	様々な理由で登校できない子どもが再び登校できるように支援
区	予防対策課	ひきこもり相談 ひきこもり家族教室	(3579)2329	ひきこもりに悩んでいる本人・家族のための支援
都	青少年・治安対策本部	東京都ひきこもりサポートネット	(5978)2043 (3579)2329 ³⁵	ひきこもりに悩む本人・家族・友人に対し電話・メール相談及び訪問相談による支援

³⁵ 訪問相談を希望する場合、予防対策課管理・精神難病グループが申請窓口になります。

○若者の自立に関する相談

自治体	主管	事業名	電話番号	概要
区	産業振興課	いたばし若者サポートステーション	(6915)5731	就労意欲のある 15 歳～39 歳までの若者とその保護者を対象に就労に向けた支援
		就労相談 (キャリア・カウンセリング)	(3579)2172	就職・再就職・転職活動など仕事に関するさまざまな悩み・不安についての相談窓口
区	板橋福祉事務所	いたばし生活仕事サポートセンター	(6912)4591	生活・仕事・家計のこと等に関する総合相談
都	青少年・治安対策本部	東京都若者総合相談センター若ナビα	(3267)0808	18 歳以上の若者を対象とし、人間関係の悩みや漠然とした不安などの様々な悩みに関する相談
都	産業労働局	東京しごとセンターヤングコーナー	(5211)2851	34 歳以下の若年者就労支援の相談窓口

策定経過

○子ども・若者育成支援連絡調整会議

回数	開催日	開催場所	審議内容
第1回	平成28年 9月1日	板橋区役所南館 6階 教育支援センター研修室	(1)子ども・若者計画の策定について (2)子ども・若者計画に関わる施策・事業調査について
第2回	平成28年 10月27日	板橋区役所南館 6階 教育支援センター研修室	(1)板橋区における子ども・若者育成支援施策の現状と課題について (2)板橋区として必要と考えられる施策について
第3回	平成29年 4月20日	板橋区役所北館 11階 第一委員会室	(1)板橋区子ども・若者計画について (2)重点事業の検討
第4回	平成29年 8月9日	板橋区役所北館 9階 大会議室B	(1)板橋区子ども・若者計画《素案》について (2)新規事業・充実事業についての検討
第5回	平成29年 11月1日	板橋区役所南館 6階 教育支援センター研修室	(1)パブリックコメント実施結果について (2)板橋区子ども・若者計画最終調整について

○板橋区青少年問題協議会

回数	開催日	開催場所	審議内容
第1回 全体会	平成28年 7月6日	板橋区役所南館 6階 教育支援センター研修室	(1)平成28年度協議内容等について
第1回 小委員会	平成28年 9月26日	板橋区役所南館 6階 教育支援センター研修室	(1)青少年健全育成方針の活用について
第2回 小委員会	平成28年 11月16日	板橋区役所南館 6階 教育支援センター研修室	(1)板橋区子ども・若者計画の説明 (2)高校生以上の子ども・若者の現状について (3)子ども・若者の社会的自立・活躍の支援についてグループ協議 (4)協議内容について発表・意見交換
第3回 小委員会	平成29年 2月8日	板橋区役所南館 6階 教育支援センター研修室	(1)子ども・若者計画についての説明 (2)「子どもや若者の健やかな成長と自立促進に向け、地域社会が支援できること」についてグループ協議 (3)協議内容について発表・意見交換
第2回 全体会	平成29年 3月29日	区立グリーンホール 1階ホール	(1)平成28年度板橋区青少年問題協議会小委員会の協議経過について (2)今後の区の対応について

○子どもの貧困対策連絡調整会議

回数	開催日	開催場所	審議内容
平成28年度 第1回	平成28年 9月12日	板橋区役所北館 9 階 大会議室 A	(1)検討の背景・取組の方向性等について (2)「子どもの貧困対策」に関する施策・事業調査について ほか
平成28年度 第2回	平成28年 10月27日	板橋区役所南館 6 階 教育支援センター研修室	(1)「子どもの貧困対策」に関する施策・事業調査の結果について ほか
平成29年度 第1回	平成29年 4月20日	板橋区役所北館 11 階 第一委員会室	(1)板橋区子ども・若者計画について (2)ひとり親家庭臨時相談窓口の実施について ほか
平成29年度 第2回	平成29年 6月20日	板橋区役所南館 4 階 災害対策本部室	(1)ひとり親家庭等生活実態調査の実施について ほか
平成29年度 第3回	平成29年 10月24日	板橋区役所北館 6 階 教育委員会室	(1)ひとり親家庭等生活実態調査・ひとり親家庭臨時相談窓口の実施結果について ほか

○板橋区子ども・子育て会議

回数	開催日	開催場所	報告内容
平成28年度 第2回	平成28年 10月12日	板橋区役所南館 4 階 災害対策室	(1)板橋区子ども・若者計画の策定及び子どもの貧困対策の推進について ほか
平成28年度 第3回	平成29年 1月30日	板橋区役所南館 4 階 災害対策室	(1)板橋区子ども・若者計画策定の進捗状況について ほか
平成29年度 第2回	平成29年 10月5日	板橋区役所南館 4 階 災害対策室	(1)「(仮称)板橋区子ども・若者計画」(素案)について ほか

板橋区子ども・若者計画 2021

編集 板橋区教育委員会事務局 地域教育力推進課
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
TEL 03-3579-2488 FAX 03-3579-2635
j-seisho@city.itabashi.tokyo.jp

平成 29 年 12 月発行

刊行物番号 29-116



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>